



第8回紀の川市長期総合計画審議会 資料

紀の川市企画部企画経営課



重点プロジェクト

(1) 目標人口への挑戦

「基本構想の概要」第2章のとおり、本市の人口は、人口推計を約1,500人下回っており、このままの推移では、基本構想に掲げた2026（令和8）年の目標人口約60,000人の達成が非常に困難となります。

このため、後期基本計画では、基本構想を推進する中でも特に人口減少対策に注力し、これまでの取組の成果を礎として、将来を見据えた取組への果敢なチャレンジと本市が持つ優れた魅力を積極的な活用をもって、市民と行政が協力しながら目標人口の達成へ向かって挑戦していく必要があります。

(2) 重点プロジェクトの設定

内閣府の公表する「地域の経済 2014」によると、地方（3大都市圏を除く地域）において人口が増加した市町村の特徴としては、「製造業、商業の集積等がみられること」、「農業や観光等の拠点が所在するとみられること」があげられています。そして、このような市町村の昼夜人口比率は1倍を超え、雇用機会が比較的多く確保されていると分析されています。

また、製造業、商業の集積等がみられる人口10万人以上の都市の近隣にも、人口の増加した市町村が多く所在しており、子育て世代の人口構成割合が高く、出生率が高くなることで、人口の自然増加と社会増加が同時にみられる市町村が多い傾向にあります。

つまり、良好で安定的な雇用環境の下、住環境整備や子育て支援等の取り組みを進めることで、人口の流入、定着が進んだ結果、若い子育て世代の人口構成割合が高まることで出生率が高まった結果、人口が増加したと考えられます。

これらの分析の視点を取り入れ、人口減少からの脱却と目標人口の達成を実現するため、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の到来を見据えた中で、原油価格や物価高騰といった昨今の目まぐるしい社会情勢の変化に対応しながら、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の中で「選択と集中」によって、重点的かつ優先的に取り組む「呼び込む」「稼ぐ」「育む」「未来をつくる」をテーマにした「重点プロジェクト」を設定します。

目標人口6万人達成へ向かって挑戦

呼び込む
プロジェクト

稼ぐ
プロジェクト

育む
プロジェクト

未来をつくる
プロジェクト

呼び込む プロジェクト	新たな人の 流れの創出	(背景) 人口が減少しているまちの活力を維持・発展させるため、新たな人の流れをつくる必要があります
		(方針) 関係人口・交流人口を増加させ、賑わいの創出とともに新たな人の流れをつくり移住・定住者を呼び込む
具体的取組		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 空家の利活用による住環境の向上や地域活性化に向けた取組 ○ 地域内企業への就職の促進（Uターン就職の推進） ○ 更なる地域の魅力発信に向けたシティプロモーションの充実 ○ 関係人口・交流人口の拡大に向けた取組 ○ 若者の移住者・定住者を増加させる取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税の更なる確保に向けた取組 ○ 観光資産を活かした新たな魅力を創出し、発信する取組 ○ 観光コンテンツの開発とポストコロナ・ウィズコロナを見据えた国内外からの誘客促進 		

稼ぐ プロジェクト	産業の 活性化	(背景) 労働力や所得が流出することによる地域経済の縮小を防ぐため、経済の活性化や好循環の形成が必要です
		(方針) 市内事業者や企業を支援し、産業の活性化を図り、地域の稼ぐ力の向上と雇用を創出する
具体的取組		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業横断的な地域の事業者間連携による新たなビジネスモデルの創出 ○ 若者の創業・起業に繋がる支援 ○ デジタル技術を活用した地元企業の生産性の向上や事業の持続性を高めるための支援 ○ 新たな働く場の創出に向けた企業誘致 ○ 地元企業の事業拡大や設備投資を促進し、雇用の拡大につながる取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ 紀の川インターチェンジ周辺土地利用構想の実現に向けた取組 ○ 農産物の高付加価値化へ向けた支援と、加工品等の地域ブランドの創出 ○ 新規就農者の増加に向けた取組 		

<h2 style="margin: 0;">育む プロジェクト</h2>	将来を担う	(背景) 少子化の進展に歯止めをかけるため、子どもを産み育てることに対する不安や負担を軽減し、子育てに希望を持つことができるようにすることが必要です
	人づくり	(方針) 出産・子育てしやすい環境づくりに加え、教育環境の充実に取り組み、将来を担う人材を育む
具体的取組		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ ICTを活用した学校教育内容の水準や質の向上 ○ 学校施設の充実 ○ 低年齢児の受入体制充実に向けた保育施設の再編 ○ 家庭教育の充実に向けた取組 ○ 郷土愛の醸成を図る取組 ○ スポーツ施設の整備・充実へ向けた取組 </div> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出会い、結婚、出産、子育ての切れ目のない支援 ○ 子育て世代の経済的負担の軽減 ○ 市内で出産できる場所の創出（公立那賀病院の機能強化・産科医院の開設支援） </div> </div>		

<h2 style="margin: 0;">未来をつくる プロジェクト</h2>	将来への	(背景) 将来にわたり都市機能や地域活力が失われないようにするため、持続可能なまちづくりが必要です
	先行投資	(方針) 紀の川市の未来のため、安全で安心して便利に暮らすことができる住みよいまちづくりに向けた先行的な取組を進める
具体的取組		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の設立支援などによる防災力の向上へ向けた取組 ○ 自治区や市民活動を支援する取組 ○ 京奈和関空連絡道路の実現に向けた取組 ○ 高等教育機関（農学部）誘致に向けた大学との関係づくり ○ 地域公共交通の維持・確保へ向けた取組 ○ 生活・公共インフラの充実に向けた取組 </div> <div style="width: 48%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園の充実に向けた取組 ○ デジタル化への取組（マイナンバーカードの活用、行政手続の利便性向上、情報格差対策） ○ 地球温暖化対策に向けた取組 </div> </div>		

第2次紀の川市長期総合計画_後期基本計画_基本施策体系

政策番号	政策目標	施策番号	施策目標	基本施策番号	基本施策（前期基本計画）	基本施策案（後期基本計画）	見直し内容
1	安全・安心	1	防災 防犯	1	地域防災力の向上	地域防災力の向上	
				2	効率的で効果的な消防体制の整備	効率的で効果的な消防体制の整備	
				3	災害に強いまちの形成	災害に強いまちの形成	
				4	防犯・交通安全対策の推進	防犯・交通安全対策の推進	
2	健康 医療	2	健康づくりと疾病予防	1	健康づくりと疾病予防	健康づくりと疾病予防	
				2	地域医療体制・医療サービスの充実	地域医療体制・医療保険制度の充実	● 1-2-3を統合
				3	医療保険制度の安定運営		● 1-2-2へ統合
3	福祉	3	福祉	1	地域福祉の仕組みづくりと推進	地域福祉の推進	● 1-3-4を統合 ● 施策名称を変更
				2	高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	
				3	障害者の自立支援	障害者の自立支援	
				4	生活に困窮している方への支援		● 1-3-1へ統合
2	子育て・教育	1	子育て環境 保育サービス	1	子育て環境・体制の整備、支援	子育て環境・体制の整備、支援	
				2	保育環境の充実	保育環境の充実	● 施策名称を変更
				3	地域の子供の健全育成の推進	家庭と地域による子供の健全育成の推進	● 「家庭教育」の推進を反映した施策名へ変更 ● 「青少年」から「子供」へ変更（今回送付資料は「青少年」。担当課へのヒアリングにより修正）
2	学校教育	2	学校教育	1	学校教育環境の充実	学校教育環境の充実	
				2	子供の力をのばす教育	子供の力をのばす教育	
				1	生涯学習の推進	生涯学習の推進	
3	生涯学習 生涯スポーツ	3	生涯学習 生涯スポーツ	2	歴史資産の保護・活用	歴史資産の保護・活用	
				3	スポーツの振興と環境の充実	スポーツの振興と環境の充実	

第2次紀の川市長期総合計画_後期基本計画_基本施策体系

政策番号	政策目標	施策番号	施策目標	基本施策番号	基本施策 (前期基本計画)	基本施策案 (後期基本計画)	見直し内容
3	産業・交流	1	農業振興 産業振興	1	地域の特性を生かした農業振興	地域の特性を生かした農業振興	
				2	均衡の取れた農村や農地の整備	均衡の取れた農村や農地の整備	
				3	商工業の振興	商工業の振興	
4	都市基盤・ 生活環境	1	雇用 就労	1	就労支援の充実と雇用創出の振興	就労支援の充実と雇用創出の振興	
				2	観光 交流	観光資源を発掘・活用した観光振興	● 施策名称を変更
				3	国際交流と国内交流	国際交流・多文化共生の推進	
5	地域づくり・ 行政経営	1	都市基盤整備 公共交通	1	土地の有効利用と住みよい都市環境の整備	土地の有効利用と住みよい都市環境の整備	
				2	道路や橋梁などまちの基盤整備	道路や橋梁などまちの基盤整備	
				3	公共交通ネットワークの充実	公共交通ネットワークの充実	
5	地域づくり・ 行政経営	2	生活環境 環境保全 循環型社会	1	快適な生活環境の維持	快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の推進	● 施策名称を変更
				2	ごみや資源物の効率的な収集・処理	ごみや資源物の効率的な収集・処理	
				3	適切な生活排水対策の推進	適切な生活排水対策の推進	
5	地域づくり・ 行政経営	3	自然環境	4	水道水の安定的な供給	水道水の安定的な供給	
				1	豊かな自然環境の保全	豊かな自然環境の保全	
				1	人権が尊重された差別のない社会の実現	人権が尊重された差別のない社会の実現	
5	地域づくり・ 行政経営	2	地域自治 コミュニティ 地域振興	1	地域自治・地域コミュニティの充実	地域コミュニティの充実	● 施策名称を変更
				2	地域の活性化と移住・定住環境の充実	地域の活性化と移住・定住環境の充実	
				1	デジタル化の推進	デジタル化の推進	● 新たな基本施策を設定 (後の基本施策番号を順次繰り下げ) ● 施策名称を変更 ● シェアワーセッションを5-2-2、情報公開を5-3-3へ
5	地域づくり・ 行政経営	3	市民サービスの向上 財政運営 行政経営 職員育成	2	市政情報の発信と適正な情報管理	市政情報の発信と市政参加の促進	● DX・デジタルを基本施策へ格上げ
				3	健全な財政運営の確立	健全な財政運営の確立	
				4	将来を見据えた行政経営の推進	将来を見据えた行政経営の推進	
5	地域づくり・ 行政経営	3	市民サービスの向上 財政運営 行政経営 職員育成	5	職員の育成と職場環境の充実	職員の育成と職場環境の充実	

1-1-1	担当課:	危機管理消防課
地域防災力の向上		

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	2021(令和3)年度～
国民保護計画	2006(平成18)年度～
南海トラフ地震防災対策推進計画	2021(令和3)年度～
水防計画	2021(令和3)年度～
業務継続計画	2021(令和3)年度～
受援計画	2021(令和3)年度～
地震防災対策アクションプログラム	2021(令和3)年度～

■現状

- 全国的に大規模災害や疫病が相次ぎ発生していることから、災害等に対応するための関係法令の整備や対策の見直しが行われました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、避難所を開設する際には、集団感染を防ぐための避難所を開設する必要性が生じました。
- 大規模災害が生じた場合に備え備蓄物資を蓄えておりますが、想定避難者数を考慮した備蓄物資を保管するための倉庫が不足しています。

■成果

- 地域防災計画の見直しにより避難判断の基準や感染症の集団感染を防ぐことに対応した計画や職員防災マニュアルや職員初動マニュアルの見直しを行った。
- 災害が生じた場合に、住民自らでも避難所を開所することができるようにするため、指定避難所には震度感知式鍵ボックスを設置、避難所を開設するために必要な物品、災害対応を行うための資機材等を整備、保管するための防災倉庫の設置、集団感染対策やプライベートの空間を確保するための段ボールパーティションの配備を行いました。
- ハザードエリアが改訂された新たなハザードマップ、防災ガイドの全戸配布を実施しています。

■課題

- 自主防災組織の設立促進と活動活性化のための取組みが必要です。
- 有事の際の指定避難所のスムーズな開設、運営につながる対策が必要です。
- 各家庭における備蓄や家具固定などの地震対策を推進する必要があります。
- 災害対策本部機能の充実と職員の防災対応力の強化が必要です。
- 障害者や児童などの避難行動に支援を要する市民の避難方法や情報伝達について対策が必要です。
- 備蓄食料や防災資機材の計画的な整備及び保管場所の確保が必要です。
- 各避難所の環境整備の充実が必要です。

■目指す姿

自助・共助・公助の役割が機能し、市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
備蓄物資の備蓄量の維持割合	4,500人分×3食×3日間の水の備蓄割合	東海・東南海・南海3連動地震における紀の川市のピーク時避難所生活者数が飢えをしのぐための備蓄指標	72.0%	令和5年4月	100%
備蓄物資の備蓄量の維持割合	4,500人分×3食×3日間の米・パンの備蓄割合	東海・東南海・南海3連動地震における紀の川市のピーク時避難所生活者数が飢えをしのぐための備蓄指標	45.0%	令和5年4月	100%
自主防災組織組織率(世帯割)	自主防災組織設置自治区世帯数÷市全世帯数	地域防災力の向上に必要な最も重要な指標であるため。	88.0%	令和5年4月	100%

自主防災組織の活動に参加している市民の割合	市民意識調査	市民意識調査で「参加している」と回答した市民の割合で、地域における共助の取組の進捗状況を測る指標であるため。	9.4%	令和5年4月	50.0%
家具固定を行っている市民の割合	市民意識調査	市民意識調査で「固定している」「固定が必要な家具類がない」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組の進捗状況を測る指標	24.1%	令和5年4月	55.0%
水や食糧などを備蓄している市民の割合	市民意識調査	市民意識調査で「1週間分以上の備蓄をしている」「3日分程度の備蓄をしている」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組の進捗状況を測る指標	47.8%	令和5年4月	70.0%

■主な取り組み方針

方針①: 防災意識の啓発、普及

- 各家庭における水・食料等の基本的な備蓄や家具固定などの地震対策を推進します。
- 定期的(3年毎)にハザードマップを更新し、市民に対して防災情報の情報収集手段や各地区の危険箇所について確認してもらうことで、避難所までの安全なルートの確認を促します。
- 自主防災組織の必要性を引き続き周知・啓発するとともに、未設置自治会に対しては設立を支援します。また、自主防災組織の活動が休眠状態となっている自治会に対しては、自主防災組織の自主運営を目指すために研修支援などを行い、活動を促進します。
- 関係機関や防災リーダー一会等の地域住民(自主防災組織)と連携し、防災活動に関する技術の向上と防災意識を高めるため、大規模災害を想定した総合的な防災訓練、地域ごとの避難所開設訓練、避難所を運営するための訓練などを実施します。また、地域住民の核となる防災リーダーの育成に取り組みます。
- 障害者等を安全に避難させるための個別避難計画を策定します。
- 若年層の防災意識を高めるため、YouTubeにおける動画による避難に関する説明の充実や、小学生を対象とした防災教室などを開催します。

方針②: 防災施設などの計画的な整備

- 自主防災組織が地域の実情に応じて防災倉庫や資機材などを購入できるよう、補助制度による支援を行います。
- 災害想定に応じた備蓄品(土嚢袋、水、米、パン)の確保や資機材の整備を計画的に進めます。
- 防災倉庫を建設するための計画を進めます。
- 避難生活が改善されるための避難所の環境整備に取り組みます。
- 視覚や聴覚などに障害がある防災情報入手困難者に対して、情報伝達を的確に行えるための取組を実施します。

方針③: 行政の防災対応力の強化

- 災害対策本部の立ち上げや避難所運営に関する訓練のため、職員を対象とする、初動マニュアルの更新や、防災マニュアルの更新、図上訓練の実施を行います。また、他地域での被災地へ実際に職員を派遣することで、職員の防災対応力の強化と円滑な運営が行えるように取り組みます。
- 災害時に人的応援の受入れや物的応援の受入れを円滑に行えるための受援体制等の整備を構築します。
- 災害対策を円滑に行うためのシステム構築を進めます。
- 災害時において、市の体制を強固にするため、企業等との協定の締結を推進します。

■協働・市民の役割

内容
○家庭での備蓄や家具固定を行います。 ○地域の防災訓練や研修に参加します。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを

1-1-2		
効率的で効果的な消防体制の整備	担当課:	危機管理消防課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	2021(令和3)年度～

■現状

- 全国的にも、消防団員が減少しております。
- 本市消防団は、県内2位の消防団員数を有しています。
- 特に山間部では団員の高齢化が進み、担い手が不足しており、平野部においてもサラリーマンなどの被用者団員が増えています。

■成果

- 新入団員訓練や幹部訓練、全方面隊による分団訓練を実施し、地域に即した専門訓練を行うとともに、那賀消防組合と連携し、山間部における林野火災訓練や文化財などにおける大規模火災訓練を実施しております。
- 家庭から火災を予防するため、女性防火クラブの活動を助成するなど、活動の推進を図っています。
- 消防団員が、地元にある消火栓、防火水槽、消防資機材を保管する消防器具庫を定期的に点検を行い、各施設・資機材の整備・補充を行っています。また、自治区からの要望による消防器具庫や防火水槽等の整備及び各消防器具庫等に配備している移動系無線を搭載した小型ポンプ付積載車(年5台)を更新整備しました。

■課題

- 多様な消防体制の構築・促進や後継者問題による組織の再編が必要です。
- 効果的な各種訓練を継続実施し、消防団員の能力向上を図ることが必要です。
- 消防施設・資機材の継続的な更新整備が必要です。
- 消防団の活動を広く認知してもらう取り組みが必要です。
- 消防団員確保のため団員報酬の見直しや安全装備品の充実などの処遇の改善が必要です。
- 市民・事業所の火災予防に対する意識の高揚が必要です。
- 消防団活動や消火活動において効果を発揮する新たな技術・機器の導入が必要です。

■目指す姿

安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
消防団活動が地域の防災力向上に貢献していると感じる市民の割合	市民意識調査による把握	施策の推進がどのように影響しているかを計る必要があるため	66.80%	令和5年4月	100%
消防団員の充足率	和歌山県消防協会資料による		95%	令和5年7月	100%
火災発生件数	※那賀消防の出動回数を中心に検討(紀の川市実績)		20件	令和5年6月	現状地未満
消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合		44.5%	令和5年3月	70%

■主な取り組み方針

方針①持続可能な消防団体制の構築

- 消防団員の報酬や手当の見直しを行い処遇の改善を図ります。
- 消防団応援店制度の導入及び消防団員の装備品を充実するなど福利厚生増進に努めます。
- 山間部などの団員の高齢化、後継者問題に対応するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的・効果的な消防団体制の検討を行います。
- 消防団協力事業所制度を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制及び環境づくりに努め、被用者団員の増加による日中の機動力低下防止を図ります。また、消防団体制を強化するため、学生消防団認証制度を浸透させます。
- 消防団員の能力向上のため、消防団強化制度を充実させ、消防に関する知識の習得と消防団員間における指導体制を強化します。また、ドローンを活用した消防団活動を充実させるため、団員のドローン操縦者を育成します。
- 女性分団、消防団本部近畿大学部の育成を継続的に行い、消防団活動の活性化を図ります。
- 消防団の認知度向上を図るため、活動内容等を積極的に外部にPRします。

方針②火災予防対策の推進

- 那賀消防組合や女性分団、女性防火クラブなどの関連団体と連携し、各家庭における火災予防の知識習得や地域の防災意識の高揚を図ります。
- 那賀消防組合と連携し、火災警報器の適正な設置を推進します。

方針③消防・救急・救助対応力の強化

- 那賀消防組合とさらに連携を強化し、消防・救急・救助体制を充実させます。

方針④消防施設の計画的な整備

- 計画的に消防器具庫、ポンプ車、防火水槽の整備を進めます。

■協働・市民の役割

内容
○消防団活動に協力します。 ○防火・防災・応急手当に関する知識を高めます。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを

1-1-3 災害に強いまちの形成	担当課:	道路河川課、都市計画課、農林整備課、危機管理消防課
---------------------	------	---------------------------

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	2022(令和4)年3月～
公営住宅等長寿命化計画	2021(令和3)年度～2030(令和12)年度
耐震改修促進計画	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度
農村環境計画	2013(平成25)年3月～

■現状

- 洪水・土砂災害・ため池ハザードマップを作成済みです。
- 市内には56か所の排水機場・排水樋門などが設置されている。(国管理樋門など33か所、市管理樋門など16か所、市管理排水機場7か所)
- 例年発達する梅雨前線豪雨や台風により土木施設に被害が発生しています。災害時には、危険箇所の周知や情報提供を行い、市民の安全意識を高めることが必要です。
- 2022(令和4)年4月時点で、市営住宅375戸の56%(210戸)が耐用年数を経過しており施設設備や機能面で老朽化が進んでいます。
- 大きな影響を及ぼすと予想される地震として、東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震が想定されております。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震性の確認と耐震化について、戸建住宅などの小規模建物を含む全ての旧耐震基準建築物の努力義務が規定されました。
- 耐震改修費が安価ではないので、改修件数が一定数(2019(令和元)年度13件、2020(令和2)年度、13件、2021(令和3)年度21件)にとどまっています。一方で開発許可制度や開発指導要綱により、民間業者が分譲地造成を行い、新築する建築物数は年々増加しています。
- 2022(令和4)年3月31日現在、市内において699か所のため池が存在し、内304か所が防災重点農業用ため池に指定されています。
- 近年頻発する豪雨により、紀の川、貴志川沿いの低地部の湛水対策のために、国営事業及び関連事業で排水対策事業が実施されています。
- ため池決壊による被害を未然に防止し、下流域の安全度を高めるための整備を推進し、県営ため池等整備事業など国庫補助事業制度を活用し計画的に改修等整備を行っています。
- 排水機場について、保全計画に基づき長寿命化工事及び建替え更新が必要となっています。

■成果

- 市内の排水機場や排水樋門などの機械・器具の点検・整備及び、施設を安全に使用できるよう草刈りや漂流物の除去など適正管理に努めました。また、排水機場や排水樋門などの操作員と災害時の操作待機・出動などの連絡調整及び訓練や研修を実施するとともに操作委託契約や実績管理などの事務を行いました。
- 2019(平成31)年4月1日に市管理河川以外に存する普通河川について、災害の発生防止などの維持管理を行うことにより、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的に整備要綱を制定しています。
- 市管理河川について、河川氾濫を未然に防ぐため河道に堆積している土砂の撤去などを行っています。
- 岩出狭窄部対策事業については2021(令和3)年3月に完成しています。
- 藤崎狭窄部対策事業、麻生津無堤防地区対策事業については、早期完成を要望しています。
- 県管理河川については、河川の状況を見ながら、土砂撤去等を行っています。
- 土砂災害対策事業早期完成を要望しています。
- 異常気象時、道路利用者に道路冠水状況などの注意喚起や情報提供を行うシステムの整備を行っています。
- 「紀の川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき老朽化が進んでいる、耐震性のない建物又は用途廃止予定の建物について、古和田改良住宅6戸・下野井公営住宅3戸・調月宮ノ前公営住宅20戸を解体して用

途廃止しています。市営住宅の耐震化率は 2016(平成 28 年度)36.3%から 2021(令和 3 年度)で 68.2%まで上昇しています。

- 広報紙やインターネット、戸別訪問による住宅の耐震診断・耐震改修補助制度の広報活動による促進を実施しています。耐震改修件数は一定数(2019(令和元)年度 13 件、2020(令和 2)年度、13 件・2021(令和 3)年度 21 件)にとどまっている。
- 定期的(3 年毎)にハザードマップを更新し、市民に対して各地区の危険箇所(浸水・土砂災害・ため池)について注意喚起と周知を行いました。
- ため池の防災・減災対策を加速化するため、整備計画策定に必要な調査を行い、県の「ため池改修加速化計画」に沿って計画的な改修を実施しており、ため池改修済件数は 26 か所となっています。
- 農地・農業用施設の湛水被害軽減のため国営事業及び関連事業で軽減対策工事と農業用排水施設の排水機能を回復する工事が一部完了し効果を発揮しています。また、国営事業及び関連事業で排水機の更新 1 箇所、新設 3 箇所を実施しています。
- ため池水位管理システムは、リアルタイムで遠隔監視を行うことができ、管理者の負担を軽減し未然に災害の防止が図れるためシステムの導入を 1 箇所設置しました。
- 豪雨災害による人命を守る手段として、ハザードマップの各戸配布や 1 級・2 級河川沿いの低水地に排水機場の新設・更新、防災重点農業用ため池の防災工事を計画的に進めています。

■課題

- 浸水や土砂災害などの危険エリアの周知や情報提供を行い、市民の防災意識を高めることが必要です。
- 施設の老朽化に伴う適正管理や施設の更新や想定を超える災害に備え新たな施設の整備が必要です。
- 安定的な施設の運用に向けた体制づくりが必要です。
- 大規模災害発生時には、被災した土木施設を、速やかに復旧する必要があります。
- 大規模災害に備えて、国・県に対して河川対策、土砂災害対策などの要望を行っていく必要があります。
- 市営住宅建替え規模などを入居者の状況や建替え意向で計画の変更もあり得ます。それに伴い既存住宅の用途廃止・解体実施も延期されます。
- 住宅耐震補助の個別訪問による啓発活動の実施には対面がベストだがさまざまな要因により実施が困難な場合もあり、戸別訪問に替わる啓発が必要です。
- 災害時に市民に危険が及ばないようため池の適正な維持管理が必要です。

■目指す姿

大規模自然災害に備えた対策を進め、安全・安心な居住地が確保されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
災害対策に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査	災害対策への満足感と災害に強いまちの形成への満足感が関連しているため	30.1%	-	50.0%
災害対策に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査	災害対策への満足感と災害に強いまちの形成への満足感が関連しているため	30.1%	-	50.0%
耐震診断補助決定数	本市による耐震診断補助決定数		年間 54 件	-	年間 60 件
ため池改修箇所	年間 4 か所以上(防災重点農業用ため池)	ため池改修箇所数は、1 か所につき工事完了するのに 2~3 年を費やすため、早期改修を進めたいが、国県の予算の変動もある。	26 か所		46 か所
水位計・監視カメラ設置箇所数	年間 1 か所以上(防災重点農業用ため池)	水位計・監視カメラ設置箇所数は、1 か所/年を目標とし、早期設置を進めたいが、地元管理者等との調整もあり変動もある。	1	2	6

■主な取り組み方針

方針①: 治水・排水対策の推進

- 定期的(3年毎)にハザードマップを更新し、市民に対して各地区の危険箇所(浸水・土砂災害・ため池)について注意喚起と周知を行います。
- 水害時等において、排水機場・樋門が適切に操作できるよう日常的に操作訓練や機器の管理を行います。
- 市が管理する準用河川及び普通河川からの氾濫・浸水被害を未然に防ぐため、計画的に土砂の浚渫や護岸改修を進めます。
- 藤崎狭窄部対策事業の早期完了に向けて、国への働きかけを行います。
- 開発が増加傾向にある打田・貴志川地区における今後の排水対策のあり方の検討を進めます。

方針②: 農地・農業用施設の災害対策の推進

- 排水機の保全計画に基づき、更新・長寿命化などの対策を計画的に進めます。
- 国営総合農地防災事業の農地湛水被害の軽減・解消を図るため、国や県などの関係機関と連携し、排水機や排水路の整備を計画的に推進します。
- 県・地元と連携を取りながら「ため池改修加速化計画」に基づきため池改修を実施します。
- ため池の適切な管理を行うため、水位計・監視カメラ・雨量計の設置を促進するとともに、利用していないため池については廃止工事を推進します。

方針③: 土砂災害防止対策の推進

- 災害発生時には、被災した公共土木施設を速やかに復旧します。
- 国や県と協力・連携し、土砂災害対策を推進します。
- 県営事業として既に着手している土砂災害対策事業は早期完成を目指し、県に働きかけを行います。

方針④: 住宅耐震化の推進

- 住宅耐震化を促進するため、計画的な戸別訪問の実施や、広報・市ホームページなどの掲載による啓発を行うとともに、住宅耐震化に必要な補助を行います。

■協働・市民の役割

内容
<ul style="list-style-type: none">・災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。・既存住宅での住宅事情を理解して協力します。・防災意識の向上による住宅耐震化の必要な見識・理解します。・ため池や用排水路の維持管理をします。・ハザードマップを活用し防災意識を高める取り組みをします。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを

1-1-4		
防犯・交通安全対策の推進	担当課:	危機管理消防課、商工労働課、道路河川課

■関連する個別計画

計画名	計画期間

■現状

- 高齢者の交通事故問題においては、運転免許証の自主返納を推進しています。
- 交通事故においては、特に高齢者の割合が高い状況です。
- 通学路の安全を早急に確保するため、千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路合同点検に基づき、ソフト対策の強化とあわせて実施する交通安全対策について計画的かつ集中的に支援を実施するため、2022(令和4)年に交通安全対策補助制度が創設されています。
- 特殊詐欺が増加しており、多岐にわたり巧妙化してきています。
- 地域全体で監視し安全確保を行うため学校や地域、行政、警察が連携しています。
- 各自治会が自立して地域防犯の推進を行えるよう防犯カメラ・防犯灯の設置補助金交付要綱を制定した結果、地域からの要望が増加傾向にあります。
- 3年に一度の通学路交通安全プログラムによる関係機関との通学路合同点検の結果に基づき、より安全な通学路を実現するため、グリーンベルトや区画線などを設置しています。
- 消費者が安全で安心な暮らしができるよう、関係機関と連携しながら、消費者問題に関する相談窓口の設置や情報収集・提供を行い、消費者問題を未然に防ぐとともに、早期解決に取り組んでいます。
- 消費者相談の内容については、高齢者からの相談件数が増加しており、インターネット通販トラブルなどの手口が多様化・悪質化しています。

■成果

- 市民の交通安全意識を向上させるため、交通安全教室や啓発活動を実施しています。特に増加している高齢者の交通事故の防止と交通安全思想の醸成のため高齢者の交通安全を実施しています。
- グリーンベルトの設置
- JR 和歌山線及び和歌山電鐵貴志川線の市内各駅の駐輪場で放置されている自転車などを条例に基づき警告・処分を実施しています。
- 子供や高齢者を狙った犯罪などに対して、高齢者サロンや学校において防犯教室を実施しています。
- 防犯対策について、2017(平成 29)年度から防犯カメラ設置費補助事業を創設し、各自治区から 10 台近い申請を受けています。また、自治区による防犯灯のLED化や新規設置が、毎年 500 基を超えています。
- 消費者相談窓口の定期的な開設(週 1 回)

■課題

- 小・中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策や運転免許証返納の推進などの取組が必要で
- 高齢者の被害が大半を占める巧妙化、複雑化した特殊詐欺に対する対策が必要です。
- 多様化、複雑化している悪徳商法や消費者問題に適切に対応することが必要です。
- 犯罪の起こりにくい体制や環境づくりが必要です。
- 交通事故減少のため、関係機関との連携による交通安全施設の整備が必要です。
- 消費者相談体制の充実の必要があります。

■目指す姿

交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、安全な交通環境の整備や防犯対策を行い、交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)

市内交通事故件数 (人身事故)	和歌山県警察〔和歌山 県の交通事故概況〕	以前から成果指標としている市内交通 事故件数であり、紀の川市内における 交通事故の増減を示す指標のひとつ であるため。	98 件	R5.4	63 件
高齢者(65 歳以上) の事故件数	和歌山県警察〔高齢者 の事故(65 歳以上)〕	全国的に増加傾向にある高齢者の事 故を紀の川市内での事故件数を指標 にすることにより、高齢者に対する交通 安全対策の推進状況が分るため。	42 件	R5.4	27 件
犯罪率(紀の川市)	和歌山警察 市町村別刑法犯犯罪率(人 口千人当り) 刑法犯認知件数÷国勢調 査人口×1000	以前から成果指標としている犯罪率で あり、紀の川市内における犯罪の増減 を示す指標のひとつであるため。	3.47	R5.4	3.40
交通安全対策済箇 所数	対策必要箇所 35 箇所	通学路合同点検により抽出された対策 必要箇所	0	7	35
消費者被害にあわ ないように注意して いる市民の割合	市民意識調査	啓発や講座を通じて未然防止と注意喚 起を促した結果値	—		80.0

■主な取り組み方針

方針①:交通安全意識の向上

○段階的かつ体系的な交通安全教育の推進の観点から、小・中学生の自転車マナーや高齢者の交通マナーの問題に対して幼少期から高齢者までの交通安全教育を検討し、その段階(年齢など)に応じた交通安全教室を実施します。

○高齢者に関する事故は全国的にも多く発生しており、高齢者の運転免許証返納を推進します。

方針②:放置自転車対策の推進

○駐輪場などでの駐車マナーを啓発することにより、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。

○放置自転車等対策として、各駅駐輪場などの見回りを強化または放置されにくい環境づくりなどを検討し対策します。

方針③:地域防犯対策の推進

○増加している特殊詐欺などの被害を減少させるために防犯教室などを開催します。

○犯罪を発生させない環境づくりのため、各自治会への防犯灯・防犯カメラ設置などに係る支援を行い地域一体となった防犯対策を推進します。

○公共施設への防犯カメラの設置を推進します。

方針④:交通安全施設の整備

○通学路合同点検により抽出された対策必要箇所の交通安全対策として、計画的にグリーンベルト・区画線などを設置します。

○交通事故を減少させるため、関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、標識、道路照明などを整備・要望します。

方針⑤:消費者の安全対策の推進

○消費者問題の早期解決のため、対面相談に加えオンラインを活用した相談窓口を開設し、相談体制の強化と充実を図ります。

○成人年齢の引き下げを踏まえた若年層に対する啓発を強化します。

■市民等の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールや交通マナーを守ります。 ・地域の防犯、交通安全教室に積極的に参加します。 ・進んで消費者トラブルに関する情報の収集に努めます。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを
12	つくる責任つかう責任

■関連する個別計画

計画名	計画期間
健康増進計画	2018(平成30)年度～2023(令和5)年度
いのち支える自殺対策計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
特定健康診査等実施計画	2018(平成30)年度～2023(令和5)年度
国民健康保険データヘルス計画	2018(平成30)年度～2023(令和5)年度

■現状

- 働き世代である40代、50代は運動習慣が身につけていない方やストレスを感じている方が多く、毎日飲酒する方の割合も多いです。
- 各種がん検診受診率について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大幅に下落しました。また、特に子宮頸がん検診について低受診率(10%台前半)が続いており、未受診者対策、受診勧奨が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止対策として、3密を避け、マスクの着用や手指消毒など、基本的な感染予防対策を徹底するとともに、積極的なワクチン接種を奨めています。
- がんに罹患しても仕事と治療の両立ができる時代であり、アピアランスケア(外見の変化に対するケア)などの支援が求められています。
- 特定健診受診率・特定保健指導利用率については、国の目標値である60.0%を目指し更なる向上が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020(令和2)年度の特定健診受診者数が減少しました。令和4年度は増加傾向にあります。
- 特定健診受診結果において、県内他市町村と比較し、生活習慣病のリスクとなりえる血糖値が高値の方が多く状況です。

■成果

- 新型コロナウイルス感染症対策の実施(マスク配布・集団接種会場の設置)(令和2・3年度)
- 個別検診(胃がん・肺がん検診)における二重読影体制の整備(令和2・3年度)
- 「紀の川市民健康づくり11か条」の概要版全戸配布による認知度の向上(令和元・2年度)
- 新型コロナウイルス感染症予防の正しい知識の普及のため、周知・啓発(令和2～4年度)
- 自殺対策計画を作成(令和2年度)、いのち支える自殺対策担当委員にe-ラーニングによる研修・民生委員児童委員へゲートキーパー研修の実施(令和3・4年度)
- 9月の自殺予防週間や3月の対策強化月間に広報紙、ホームページ、LINEへの掲載やメール配信や啓発の懸垂幕の設置、庁内窓口に啓発卓上のぼりを設置し啓発(令和2～4年度)
- 各種検診案内について、世帯別から個人別への変更に向けた取り組み(令和4年度)
- 新型コロナウイルス感染症対策として、広い換気ができる集団検診会場への変更(令和4年度)
- 運動継続支援補助事業(令和4年度)
- 糖尿病性腎症重症化予防事業の開始(平成28年度)
- 集団特定健診会場にて特定保健指導を開始(令和3年度)

■課題

- 世代ごとに異なる健康課題やライフサイクルに応じた、よりよい運動習慣・生活習慣を定着させる取組が必要です。
- 若い世代のがん検診受診率の向上を図る取組が必要です。
- 子どもから高齢者まで、こころの健康づくりにつながる取組を推進していく必要があります。
- 感染症の予防の徹底とまん延防止に取り組む必要があります。
- 特定健診受診率・特定保健指導利用率の向上を図る必要があります。

■目指す姿

市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組み、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
健康寿命(歳)	日常生活動作が自立している期間の平均要介護度 2~5(介護保険)に基づいて算出	健康増進計画では「健康寿命の延伸」を目標にしている為、その達成度を計る必要がある。	(R1)男 79.51 歳 (R1)女 84.31 歳	(R2)男 79.92 歳 (R2)女 84.37 歳	現状値以上
健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」及び「どちらかといえば、取り組んでいる」者の割合	市民の主体的な健康づくりの取組への支援の成果指標として図るため。	59.7%		65.0%
各種がん検診受診率(%)	40 歳以上(子宮頸がん検診は 20 歳以上)の市民を対象とする。	市の取り組みが計れ、全国、県、近隣市町村との比較可能な指標である。	胃 6.7 大腸 15.0 肺 14.3 乳房 17.0 子宮 11.1		胃 16 大腸 25 肺 17 乳房 30 子宮 15
各種がん検診精密検査受診率(%)	がん検診要精検者を対象とする。	がん検診の精度の把握ができ早期治療につながる指標である。	胃 86.8 大腸 60.7 肺 84.7 乳房 46.9 子宮 87.9		胃 90 大腸 90 肺 90 乳房 90 子宮 90
特定健診受診率	特定健診受診者数 / 40 歳以上国保被保険者数	データヘルス計画・特定健康診査等実施計画の指標	36.6%	R5.6 月	42.0%

■主な取り組み方針

方針①: 健康づくりの推進

- 子供から高齢者まで規則正しい生活習慣やこころとからだの健康に関する正しい知識を身につけられるよう 11 か条を周知します。
- 健康増進計画に掲げた健康課題のうち運動や食生活の改善につながる取組を進め、特に 40 代、50 代の運動習慣者の増加を目指します。
- 市民が健康づくりに取り組む動機付けとなる健康ポイント制度の導入を検討します。
- 民間企業との連携により、市民の健康づくりを推進します。

方針②: がん対策の推進

- がん検診の積極的な受診勧奨を実施し、受診率の向上に取り組めます。
- 精密検査が必要な人に対するフォローを徹底し、精密検査受診率の向上を図ります。
- 医師会と連携を密にし、がん検診の精度管理を充実させた体制づくりに取り組めます。
- 対策が求められる子宮頸がんのリスクを啓発するため、自宅のできるHPV自己検査キットを採用し、ナッジ理論を活用した効果的な勧奨・周知を行います。
- がん患者の療養生活の向上と社会参加の促進を支援するため、アピアランスケアに取り組めます。

方針③: 自殺対策の推進

- 自殺対策を支える人材(ゲートキーパー)を育成するとともに、自殺を防ぐための正しい知識や理解を市民に普及するよう、啓発・周知に努めます。

方針④: 感染症対策の推進

- 麻しん・風しん・結核などの特定感染症予防のための接種率の向上・維持を目指します。
- 新興感染症の発生時には、県や関係各課と連携し、市民の生命・健康の安全を守るため感染拡大防止対策に取り組めます。また、市民に適宜、正確な情報を提供します。

方針⑤: 特定健診・特定保健指導の充実

- 特定健診受診率を向上させるため、特定健診を受診していない対象者に対し、ナッジ理論の活用など、効果的な受診勧奨を実施します。

- 特定保健指導を利用しやすい環境をつくれます。また、民間企業との連携を図り、より効果的な運動習慣の定着に向けた取組を推進します。
- 医療機関との連携を密にして、引き続き糖尿病をはじめとした生活習慣病の重症化予防対策に取り組みます。

■協働・市民の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の健康状態に関心を持ち、定期的に検診を受け、健康や健康づくりに関する正しい知識や情報を得ます。 ・「自分のため」「家族や周りの人のため」に楽しみながら自主的かつ継続的に健康づくりや、感染症対策に取り組みます。 ・自身の健康を意識し、生活習慣病を予防・改善します。 ・適切に医療機関を受診するよう努めます。

■SDGs

番号	目標
3	すべての人に健康と福祉を

1-2-2

地域医療体制・医療保険制度の
充実

担当課： 健康推進課、国保年金課

■関連する個別計画

計画名	計画期間

■現状

- 県内において、産婦人科の医師が不足し、2009(平成 21)年は、12 か所の病院で可能であったが、令和 4 年 9 月現在は、9 か所に減少しています。また、近年、分娩対応を休止する病院が相次いでいます。公立那賀病院も、2020(令和 2)年に分娩を休止しているため、圏域を越えての出産が必要になってきていますが、安心して産み育てることができるまちを目指すため、引続き県などの関係機関へ要望していくことが重要です。
- 一次救急として、那賀休日急患診療所が、地域医療を守る拠点として維持し、休日の二次救急は、那賀圏域内 6 病院による輪番制で実施し、救急医療体制の充実に取り組んでいます。
- 県の地域医療構想に基づき、人口減少に加え、人口構造が変遷していく中で、「治す医療」から「治し、支える医療」への質的転換が求められ、患者の症状に応じた切れ目のない質の高い医療体制を構築していく必要があります。
- 本市は、身近な「かかりつけ医」となる医科・歯科診療所が数多く所在するが、「かかりつけ医」を持っている人の割合は、やや減少傾向にあります。
- 国民健康保険直営診療施設である「鞆淵診療所」「細野診療所」においては、周辺地域の人口減少により、外来患者数が減少し、診療収入が減少しています。
- へき地医療の拠点となる鞆淵診療所については、今後も継続的に地域に医療を提供するため、鞆淵地区公共施設等再編事業として、老朽化した鞆淵診療所の新築移転に取り組んでいます。
- 2016(平成 28)年 8 月から子ども医療費助成制度の対象を中学生の外来診療まで拡大し、中学校卒業まで医療費無料化を実現しています。

■成果

- 夜間・休日における緊急時の医療機関を毎月の広報紙で周知
- 献血併行型ドナー登録会を開催し、ドナー登録支援助成を周知・募集(平成 31 年度～)
- 骨髄提供者の経済的負担軽減のため助成金を交付(平成 31 年度～)
- 骨髄の提供を受けた方に対し、予防接種の再接種に要する費用の助成(令和 2 年度～)
- 那賀休日急患診療所を新築移転。夜間・休日の救急医療体制の機能充実及び利用者の利便性向上を図る(令和 3 年度)
- 鞆淵診療所への指定管理者制度導入(2019(平成 31)年 4 月)
- 医療費適正化に向けた重複・多剤対策事業の開始(2020 年(平成 30 年度))

■課題

- 県、関係機関と連携し、患者の状態に応じた適切な医療を安定的かつ継続的に提供することができる体制づくりを進める必要があります。
- 安心して出産することができる体制づくりを進めていく必要があります。
- 「かかりつけ医」を持ち、入院医療機関と在宅医療との連携を図り、患者の状況に合った質の高い医療体制の構築が必要です。
- へき地においても充実した医療が提供できるよう診療環境などを整える必要があります。
- 国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、医療費の適正化に努める必要があります。

■目指す姿

市民の誰もが必要なときに安心して、質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
かかりつけ医を持っている人の割合	市民意識調査の結果	地域で安心して医療サービスが受けられているかを把握するため。	63.1		75
地域医療に満足していると感じている市民の割合	市民意識調査の結果	地域医療体制の満足度を把握するため。	52.0		現状値以上
救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合	市民意識調査の結果	休日や夜間の救急医療をいつでも受けられると感じている割合を把握するため。	57.3		現状値以上
国民健康保険税収納率(現年課税分・一般分)	現年分収納額／現年分調定額	紀の川市の現状を把握し、近隣地域との比較が可能な指標であるため	96.8%	R5.6月	97.3%

■主な取り組み方針

方針①: 地域医療体制の充実

- 安定的な受診機会の確保と、質の高い医療を提供できるよう、県や公立那賀病院をはじめ、医師会や歯科医師会、薬剤師会などと連携し、より効果的な地域医療体制の充実を図ります。
- 安心して出産できる体制について、岩出保健所や岩出市と連携し、公立那賀病院の機能強化について検討するとともに、市内への産科の誘致を進めます。
- 市民が地域で安心して医療サービスが受けられるよう「かかりつけ医」を持つよう推進するとともに、患者の病状に応じた切れ目のない質の高い医療体制の構築を進めます。

方針②: 救急医療体制の充実

- 救急医療体制の役割・機能・利用方法等について、一層の周知を図ることにより、適正・適切な利用を促進します。
- 災害時などの救急医療体制について、岩出保健所、公立那賀病院、那賀医師会などと連携を図ります。

方針③: 福祉医療費助成の実施

- 経済的負担の軽減を図り、誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の助成を実施します。
- 子ども医療費助成の対象者の拡充を図ります。

方針④: 直営診療施設の安定的な運営

- 国保直営診療施設が、安定的に運営できるよう取り組みます。
- 鞆渚診療所については、利用者の利便性向上を図るため、移転新築を実施します。

方針⑤: 国民健康保険制度の安定的運営

- 安定的な財源を確保するため、国民健康保険税の収納率向上に努めます。
- 重複多剤対策やジェネリック医薬品の利用促進によって、医療費の適正化に努めます。

■協働・市民の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・近所の医療機関のかかりつけ医を持ちます。 ・限りある医療資源を適切に利用します。

■SDGs

番号	目標
3	すべての人に健康と福祉を
11	住み続けられるまちづくりを

1-3-1	担当課:	社会福祉課
地域福祉の推進		

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

■現状

- 少子高齢化の進行、核家族の増加、新型コロナウイルス感染症の影響などにより地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民の生活ニーズが多様化するとともに、地域で支え合い、助け合いながら生活する地域のつながりが希薄化してきています。
- 地域での課題解決や専門的な支援を担う福祉人材の育成が必要です。また、地域福祉活動を活性化させるため、中心的な役割を担うリーダーの育成も必要です。
- 地域などでは解決できない課題については、各種専門機関などと連携し、情報共有や解決策の検討を行っていく必要があり、そのための仕組みづくりが求められています。また、生活困窮者をはじめとする複合的な課題や自立支援に適切に対応していくためにも、分野を横断した相談支援体制を構築・拡充していく必要があります。

■成果

- 民生委員児童委員や赤十字奉仕団、ボランティアの活動支援や社会福祉協議会の地域福祉活動支援を実施することにより、地域の支え合いとネットワークの強化を図りました。
- 民生委員児童委員の安定的な確保
- 民生委員児童委員や社会福祉協議会、庁内各部署との情報連携を強化し、生活困窮者等の早期把握に努め、支援に繋ぐことができた。
- 生活困窮者自立支援事業等を活用し、自立に向けての支援を行うことができた。

■課題

- 地域住民がともに支え合い助け合う地域づくりに取り組む必要があります
- 地域福祉を支える担い手の確保や中心的役割を担うリーダーの育成が必要です
- 複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談・支援体制の充実が必要です
- 生活困窮者等に対する就労支援や生活再建のための適切な支援が必要です

■目指す姿

地域に暮らす人々がともに支え合える地域をつくり、安心して暮らせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
民生委員児童委員 1人当たりの平均年間活動日数	市の現状	今後の民生委員児童委員の活動日数の推移	79日		140日
福祉ボランティアの人数	社会福祉協議会登録人数(ボランティア協議会に登録されている人数)	今後の福祉ボランティア人数の推移	748人		860人
民生委員・児童委員の充足率			100%		100%
ボランティア活動に参加している市民の割合	市民意識調査		38.9%		40.0%
自立世帯件数			7件		10件

■主な取り組み方針

方針①多様なニーズに対応できる支援体制の構築

- 庁内各部署や福祉関係機関、地域福祉団体等との連携を強化し、地域住民の複雑化・複合化した生活課題や福祉ニーズに対応できる相談支援体制、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- 多様な相談等に対応できる職員の育成を図ります。
- 各相談窓口の一覧等を広報紙やホームページ等に掲載して周知を図ります。

方針②: 地域におけるつながりの構築・強化

- 地域で暮らす人々が地域に関心を持ち、日常的に声かけや見守りに取り組めるよう、地域住民が支え合い助け合う地域づくりの構築に取り組みます。
- 民生委員児童委員や社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉活動を促進します。

方針③: 活動の担い手の確保・育成

- 地域福祉を支える民生委員児童委員、ボランティア、地域福祉団体等の担い手の確保や中心的役割を担うリーダーの育成を行います。
- 地域の身近な相談相手である民生委員児童委員等の活動を強化するため、研修や情報提供などの充実を図ります。

方針④: 様々な問題を抱える世帯に対する自立支援と生活保護

- 生活困窮者等に対する支援制度の周知・普及を進めます。
- 要保護状態に至る前の生活困窮者からの相談受付を充実するとともに、個別の困窮実態に応じた支援を推進します。
- 生活保護受給者に対する健康保持・増進、疾病予防の意識付けを行い、健康状態の改善による自立阻害要因の解消に努めるとともに、就労機会の確保に取り組みます。

■協働・市民の役割

内容
・少子高齢化、核家族化の中で地域の共助を行います。 ・積極的に地域住民との交流を行います。 ・地域福祉活動に参加します。

■SDGs

番号	目標
1	貧困をなくそう
3	すべての人に健康と福祉を

1-3-2	担当課:	高齢介護課、地域包括支援センター
高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進		

■関連する個別計画

計画名	計画期間
介護保険事業計画及び高齢者福祉計画	2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

■現状

- 全国的に高齢化が進行し、65歳以上人口の割合は2022(令和4)年3月概算値で28.9%となっています。本市においてはそれよりも高齢化の進行は早く、65歳以上人口の割合は、33.5%(2022(令和4)年3月時点)と全国値を上回っています。
- 認知症高齢者の数は、2025年には全国で約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれており、今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気とされています。

■成果

- ボランティアの「フレイルサポーター」を養成し、市民向けにフレイルチェックを実施することで、フレイル予防の重要性を啓発してきました。
- 地域包括支援センターにおいて「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症相談窓口の強化を図ってきました。
- 異常気象などの自然災害に備えるため、災害時要援護者個別避難計画の策定や福祉避難所の協定締結など防災対策に取り組んできました。
- 介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療サポートセンターを設置し、医療と介護の連携が図れる仕組みをはじめ、生活支援体制の整備などに取り組みました。

■課題

- 高齢者にとってやりがいや生きがいを見つけ、社会活動に参加するきっかけとして、就労やボランティア活動などの機会の確保や充実を図ることが必要です。
- 認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になっても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりが必要です。
- 認知症サポーターを育成し、チームオレンジとして地域での見守り活動や啓発活動に取り組む人材を育成する必要があります。
- 今後増加が予想される独居高齢者や高齢者のみの世帯への対応として、地域の活力による見守りなどの共助体制を確立する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による活動自粛に起因するフレイルの進行について、今後対策を講じていく必要があります。

■目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らすことができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
就労的支援事業により就労などにつながった人数	社会福祉協議会へのボランティア登録数及び介護事業所等への就労人数	高齢者が地域で生きがいや役割をもって生活できる環境づくりを推進し、多様な社会活動などに参画する機会を確保するため。		R5.3	15
認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者数	認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者数	認知症による徘徊行動が認められる高齢者を在宅で介護されて	24	31 (R4.10月末)	75

		いる家族の心的負担の軽減につながるため。			
認知症サポーター数	毎年市内中学 2 年生と一般市民の講座受講者数	認知症サポーターを養成することで、認知症に対する正しい理解を深め、身近な地域で認知症を学ぶ機会づくりを推進する。	4,669	4,973 (R4.10 月末)	7,200
介護認定を受けている人の割合	介護保険事業状況報告	介護サービスが必要な人に必要な分だけ適正に提供され、健全で持続可能な介護保険制度の運営が求められている。		21.9%	21.5%
自主運動サークルなどの活動拠点数	地域自主運動サークル及び紀の川歩(てくてく)体操の活動拠点数	自主的な通いの場の拡充によってフレイル予防とお互いが声をかけ合う、地域による見守り体制が構築されるため。		122	169

■主な取り組み方針

方針①: 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

- 地域において就労やボランティアなどの担い手として活躍できる仕組みづくりに取り組みます。
- 社会との交流が希薄になることで心身の活力が低下する社会的フレイルを予防します。

方針②: 認知症対策の充実

- 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症の人とその家族を支援する取組を展開します。
- 認知症サポーターの養成やチームオレンジの創設など地域ぐるみで見守り、支える体制の構築に取り組みます。

方針③: 高齢者の尊厳への配慮と安全・安心な生活環境の確保

- 権利擁護に関する体制の充実や虐待の防止に向けた関係者間の連携を強化します。
- 災害などの緊急時における支援や見守りなど地域の共助体制の確立に取り組みます。

方針④: 介護保険制度の持続可能性の確保

- フレイル予防に効果的な「通いの場」の普及拡大に向け、積極的な参加を促す情報発信などの取組を展開します。
- 事業所への運営指導やケアプラン点検などにより、介護サービスの質の向上を図ります。

方針⑤: 地域包括ケアシステムの推進

- 多様化する高齢者を取り巻く問題に迅速に対応するため、関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 多様なサービス提供主体による生活支援体制の整備に取り組みます。

■協働・市民の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら積極的に社会参加するとともに地域で支え合う意識を高めます。 ・介護保険制度を理解し適切に利用します。 ・地域の中で人と人とのつながりを持ち、生きがいのある生活を目指します。

■SDGs

番号	目標
3	すべての人に健康と福祉を
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	2023(令和5)年度～2028(令和10)年度
障害者基本計画	2017(平成29)年度～2026(令和8)年度
障害福祉計画・障害児福祉計画	2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

■現状

- 障害のある人が自らの意思決定により、希望する地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が求められており、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進めるための地域生活支援拠点などの整備をより一層進めるとともに、地域生活を継続するための支援や就労支援などのサービス提供体制を整えていく必要があります。
- 障害や介護、子育てなどの属性別の支援方法では対応困難な複雑化、複合化した相談内容に対応できるよう重層的支援体制の整備を進めていくため、相談支援体制の更なる充実・強化を図っていく必要があります。
- 優先度の高い避難行動要支援者から、災害時の個別避難計画を作成していく必要があります。

■成果

- 成年後見制度の利用促進を図るため、相談支援などの拠点となる中核機関として紀の川市社会福祉協議会を位置づけ、成年後見制度利用支援事業を委託しています。
- 障害者相談支援体制の強化を図るため、紀の川市基幹相談支援センターに専門職員の配置と人員の充実を図りました。
- 障害のある人やその家族が地域で安心して社会生活を送れるよう、地域生活支援拠点などの面的整備に取組み、相談支援事業所4か所、居宅介護事業所1か所の登録を行っています。
- 常時医療的ケアが必要な障害のある児童が、地域で安心して日常生活を送ることができるよう、医療的ケア児支援連携会議を設置し、保健、医療、福祉、教育関係者間での支援連携強化を図っています。

■課題

- 障害のある人に対する市民の理解を促進するための啓発に取り組む必要があります。
- 障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所や入院からの地域移行を進める必要があります。
- 複雑化、複合化している相談内容に対応できるよう重層的支援体制を整えていく必要があります。
- 相談支援専門員などの相談支援業務に携わる専門人材の確保、育成が必要です。
- 障害のある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐことが必要です。
- 災害時などにおいても障害のある人の安全・安心が確保される体制を整備する必要があります。

■目指す姿

障害があっても住み慣れた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
成年後見制度利用者数(人)	住所地別・成年後見人等と本人の関係別成年後見制度利用者数	親亡き後、地域生活を送る上で必要な障害者の権利を擁護するための取り組み状況を測る指標であるため	66	R5.7月	80

就労移行支援事業の利用者数(人)	障害福祉サービス集計	経済的にも地域で自立した生活を送るための就労につながる就労支援の状況を測る指標であるため	14	11	28
グループホームの定員数(人)	和歌山県福祉保健施設一覧	地域で生活を送るための拠点の確保や自立できる環境の整備状況を測る指標であるため	88	88	100
指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所数(箇所)	紀の川市における指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所指定延件数	相談業務や「サービス等利用計画」の策定に携わる人材の確保状況を測る指標であるため	17	13	20

■主な取り組み方針

方針①: 障害のある人への理解の促進と支え合う体制づくり

- 障害を理由とした差別の禁止と虐待防止に向けた取組を充実し、市民への啓発に努めます。
- 障害のある人への理解の促進を図るため、那賀圏域障害児者自立支援協議会を中心に関係機関などと連携し、市民への啓発に努めます。
- 障害のある人の権利を守るため、権利擁護制度の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用につなげます。
- 障害のある人やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行います。

方針②: 地域で自立した生活をするための支援

- 複雑化、複合化している相談内容に対応できる相談支援体制の充実を図ります。
- 入所や入院からの地域移行を進めるため、在宅での障害福祉サービスの充実や地域生活支援拠点などの整備・充実を図ります。
- 障害のある児童やその家族に対する相談支援体制や療育支援体制の充実を努めます。

方針③: 障害者の就労支援

- 障害者雇用の一層の推進のため、就労移行支援や就労定着支援体制の充実を図り、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。
- 「障害者優先調達推進法」に基づき、就労者の工賃、給料向上に向けた取り組みを促進します。

方針④: 安全・安心が確保される体制の整備

- 避難行動要支援者の個別避難計画作成を行い、適切な避難支援や安否確認を行うことができる体制を整備します。
- 障害のある人やその家族の防犯・防災対策の啓発活動に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所などの防災対策を推進します。
- 公共施設・公共交通機関のバリアフリー化や心のバリアフリー化を促進します。

■協働・市民の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人への理解を深めます。 ・ノーマライゼーションの共有を行います。

■SDGs

番号	目標
3	すべての人に健康と福祉を

2-1-1

子育て環境・体制の整備、支援

担当課: こども課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
健康増進計画	2018(平成30)年度～2023(令和5)年度
地域福祉計画	2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

■現状

- こども基本法、こども家庭庁の設置関連法が成立し、国はこどもを「真ん中」に据えた社会の実現を目指すとしています。
- 児童福祉法が改正され、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされています。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まり、子育てに不安を抱えた家庭や子育て上のリスクが高い家庭が増加しています。
- 児童虐待の相談受件数は年々増加しており、特に心理的虐待が増加傾向にあります。
- 母子保健施策を通じた虐待の発生予防や早期発見が母子保健法上明記され、児童虐待防止対策との連携をより一層強化することが求められています。

■成果

- 子育て世代包括支援センターの開設(2018(平成30)年度～)
- 産婦健康診査費助成の開始(2019(令和元)年度～)
- 産後ケア事業の実施(2019(令和元)年度～)
- 子ども家庭総合支援拠点の開設(2021(令和3)年度～)
- 育児臨時特別支援給付金の支給(2021(令和3)年度～)
- 育児用品支給事業の実施(2021(令和3)年度～)
- 新生児聴覚検査費助成の開始(2021(令和3)年度～)
- 養育費確保支援給付の開始(2022(令和4)年度～)
- 子どもを暴力から守るプログラム(CAP)の実施(2022(令和4)年度～)

■課題

- ◎安心して子供を育てることができる支援体制の充実が必要です。
- 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対策のための体制の充実が必要です。
- 子育て世帯への経済的負担の軽減が必要です。

■目指す姿

希望を持って、安心して子どもを生み育てることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値(R3)	現状値(R4)	目標値(R8)
子育て環境・体制の整備、支援についての満足度	紀の川市市民意識調査	妊娠期からの切れ目ない支援体制の強化が満足度の上昇につながるため。	38.2%		40.0%
地域子育て支援拠点利用者数	子育て支援センター(3か所)の年間延べ利用者数		4,270	R5.4	13,500
ファミリーサポートセンター利用者数	ファミリーサポートセンターの年間延べ利用者数		627	R5.4	650
乳幼児健診受診率	乳幼児健診受診者/乳幼児健診対象者		96.0%	R5.4	97.0%
この地域で子育て	健やか親子21でのアンケート		98.4%	R5.6	95.0%

をしたいと思います親の割合	(3歳健診時)				
あなたは、子育てに不安を感じますか	市民意識調査				

■主な取り組み方針

方針①: 安心して子育てを育てることができる支援体制の充実

- 多様化する環境の中での子育てに対して、きめ細やかな支援を実施していけるように、子育て支援サービスの充実と様々な職種での支援体制づくりに取り組みます。
- 妊娠期から子育て期まで寄り添って支援を行う、伴走型相談支援に取り組みます。
- 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携を強化し、子育て世帯への包括的な支援体制づくりに取り組みます。
- 子育て世代が適切な支援を受けられるように、子育て支援サービスの内容や制度について周知を行います。

方針②: 児童虐待防止対策の強化

- 子ども家庭総合支援拠点の体制充実を図り、児童虐待の発生予防や早期発見に取り組みます。
- 地域全体の人々に児童虐待問題への関心と理解を持ってもらえるように、啓発に取り組みます。
- 子どもが虐待などの暴力に対してSOSを出す力や、自分自身の心身を守る力を付けていく取組を行います。

方針③: 子育て世帯への経済的負担の軽減

- 経済的負担が子育ての障害とならないように、各種手当の適切な支給に取り組みます。
- 低所得妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診費用助成の充実を図ります。
- 出産後の経済的負担を軽減するため、給付金や育児用品の支給を行います。

■協働・市民の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・子供の育ち・子育てを見守ります。 ・子育て活動に積極的に参加します。また、相談機関を気軽に利用します。 ・現在の子育て環境について学びます。

■SDGs

番号	目標
3	すべての人に健康と福祉を
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
8	働きがいも経済成長も

■関連する個別計画

計画名	計画期間
子ども・子育て支援事業計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度

■現状

- 低年齢児の入所児童数増加等、多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所の再編・再配置の検討が必要です。
- 保育士・支援員の資質向上を図る必要があります。
- 保育所の入所児童数の推移はやや減少傾向ですが、共働き世帯の増加や出産後すぐに働く女性が増加しており、特に3歳未満の低年齢児の入所児童数が増加しています。
- 小学校の児童数は減少傾向ですが、共働き世帯の増加で、放課後児童クラブの入所児童数は横ばいで推移しています。
- 核家族や子育てと仕事の両立を希望する家庭が増える中、保育ニーズは高まっています。また、近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、ニーズは多様化しています。
- 施設の適切な維持管理や老朽化対策などサービスの向上につながる環境整備を図る必要があります。

■成果

- 粉河地区における保育所再編完了(2019(平成31)年度)
- 池田小学校、田中小学校の放課後児童クラブの施設更新(2018(平成30)年度、2020(令和2)年度)
- 保育所においては待機児童が無い状況
- 私立保育園の認可1園(山の子共同保育園)
- 私立認定こども園の認可1園(ながやまこども園)
- 小規模保育事業所の認可2園(未来保育園、ニチキッズきのかわ保育園)
- 低年齢児をはじめとした受入定員の増加
- 病児保育事業の実施2園(粉河保育園、名手保育園)
- 各園における延長保育事業や一時預かり事業の実施
- 各保育施設の空調整備の更新
- 各保育施設の遊具の点検、修繕、更新

■課題

- 低年齢児受け入れのための保育施設の整備を進めて行く必要があります。
- 保育士や支援員の資質向上を図る必要があります。
- 保育所、放課後児童クラブの適切な維持管理や施設の老朽化対策などサービスの向上につながる環境整備を図る必要があります。
- 保育所の待機児童が出ないように、保育士の確保や保育環境の整備・充実を図る必要があります。
- 安定的な放課後児童クラブの運営、保護者や支援員の負担軽減のため、運営方法の見直しを図る必要があります。

■目指す姿

保護者が仕事と子育ての両立を実現できるよう、保育施設や保育サービスが充実し、子育てしやすく、子供たちも保育所などでいきいきと過ごしているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
保育所待機児童数		保育が必要な児童の受入体制の整備状況を測る指標	0	0	0
低年齢児受入割合		全入所児童に占める低年齢児(0～2歳児)の割合で、低年齢児の受入体	29.9%	28.7%	35.0%

		制の整備状況を測る指標			
病児保育施設数		市内で病児保育を実施する施設数で、充実した保育サービスを提供する環境の整備状況を測る指標	2	2	3
放課後児童クラブ待機児童数	年度当初申込時点の待機児童数	年度当初の児童の受入状況を測る指標	15	29	0

■主な取り組み方針

方針①: 公立保育所の再編

- 市民ニーズの高い低年齢児の受入体制を充実させるため、打田地区・貴志川地区の公立保育所再編を進めます。

方針②: 保育サービスの充実

- 研修等を通じて保育士・支援員の資質向上を図ります。
- 保育所、放課後児童クラブの待機児童が出ないように、保育士・支援員の確保や保育環境の整備・充実を図ります。
- 病児保育の実施など保育サービスの充実に努めます。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所において引き続き延長保育事業を実施します。
- 安定的な放課後児童クラブ運営、支援員や保護者の負担軽減のために、法人への運営委託を進めます。

方針③: 保育施設の整備、充実

- 保育所、放課後児童クラブの適切な維持管理や老朽化対策などサービスの向上につながる環境整備を進めます。

■協働・市民の役割

内容
多様な保育サービスを利用し、子育てと仕事の両立を目指します。

■SDGs

番号	目標
3	すべての人に健康と福祉を
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
8	働きがいも経済成長も

2-1-3
家庭と地域による子供の健全育成の推進

担当課:	生涯学習課、教育総務課
------	-------------

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
生涯学習推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
生涯学習振興計画	2022(令和4)年度

■現状

- 家庭を取り巻く環境が多様化する中、子育てについての不安や孤立を感じる家庭が増加するなど家庭教育についての課題が指摘されています。
- 青少年に関する違法犯罪情報や誹謗中傷などに類する記事、個人情報や問題投稿などの有害情報に関係する被害が多発しています。本市においても情報系のトラブルが増加傾向にあります。
- 「共育コミュニティ」では、市内全域で学校を拠点に、大人も子供も地域の一員として地域活動へ積極的に参加し、人と人がつながり、地域に信頼のきずなを築いていくことを求められています。
- 青少年の非行行動や軽犯罪が減少傾向にある一方で、インターネットを介した個人情報や問題投稿などの有害情報に関係する情報系のトラブルに巻き込まれる被害が多発しています。
- 青少年問題などの悩みを抱えている子供や保護者などが増加傾向にあります。
- 少子化の影響により、単位子ども会数及び会員数は減少傾向にあります。
- 2018(平成30)年に関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識のもと、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催し、「登下校防犯プラン」として、地域での見守りの強化などの対策をまとめました。本市でも青少年センター、青少年育成市民会議や共育コミュニティボランティアなどの協力を得て見守り活動の強化が求められています。
- 放課後一人で過ごさなければならない子供へのコミュニケーション力の向上や学習習慣を身につけられるよう支援が求められています。
- 小学校や中学校と地域が連携・協働を一層進め、多くの地域住民が子供たちの成長を支える活動に参画することを通して、自立した地域社会の基盤の構築や活性化を図るために学校を核とした地域づくりが求められています。
- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化などを背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な状況が指摘されています。

■成果

- 親子の基本的信頼関係の構築を図るため、こども課と共同して「個別相談」や「リーフレット」で親子のふれあいの重要性を学ぶ機会を提供しました。
- 「コミュニティ・スクール」と「共育コミュニティ」の趣旨を明確にしたうえで連携を図るため、「共育コミュニティ実施要綱」を制定しました。
- 屋外で活動できる登下校見守り活動の増加により、共育コミュニティ事業日数やボランティア活動日数が大幅に増加しました。
- 青少年センターや補導委員会を中心に街頭補導、広報啓発、スマートフォンなどの情報端末を安全に利用するためのリーフレットの作成、啓発や防犯パトロールを実施し、青少年を取り巻く環境浄化活動を行いました。
- 多様化、複雑化する青少年問題などの相談について、多くの児童生徒と関わっていた教員OBが青少年指導員として対応し、学校・警察・各種団体などと連携し、適切に指導しました。
- 少子化に伴い子ども会数や子ども会会員数が減少傾向にあります。近隣の子供会と合流するなど、活動を継続していただけるよう努めています。
- 登下校時の見守りについて、一部地域で社会教育指導員により地域と学校が連携し、登下校における見守り活動の組織の結成につながりました。また、見守りボランティアからの危険個所の洗い出し作業にもつながり、共育コミュニティ活動が具現化しつつあります。

- 子どもの居場所づくり推進事業の一部をNPO法人に委託し、大人との交流の中でコミュニケーション力を育むとともに学習支援などを行いました。また、2021(令和3)年度から任意団体が行っていた事業を連携して、市の事業として位置づけ実施することができました。
- 共育コミュニティとコミュニティ・スクールが連携を図り、学校や地域の課題を共同で取り組み、解決に導くための事業を推進しました。
- 例年開催している共育コミュニティコーディネーター研修会に加え、図書館や学校などで活躍する読み聞かせボランティアを対象とした研修会を開催しました。

■課題

- ◎学校や地域が連携し、共育コミュニティを推進するため、子供たちが地域と一体となって取り組む活動の活性化が必要です。
- 多様化・複雑化する青少年問題に対して、適切に対応できる相談・支援体制の充実と青少年活動を支える人材の育成と確保が必要です。
- 青少年の防犯や非行防止のため、子供の見守り活動を強化し、関係団体、学校、企業などの更なる参画を求める必要があります。
 - ・家庭教育の重要性や役割を地域、保護者に対して周知し、理解を進める必要があります。
- インターネットやスマートフォンの普及により、子供がインターネットを悪用した事件、トラブルに巻き込まれないよう情報モラルに関する講座の開設や啓発に努める必要があります。
 - ・子ども会会員の減少や多くの子ども会では運営に携わる役員が単年で交代するなどの理由により、指導者の育成が困難となっています。

■目指す姿

家庭と地域で子供を見守り育てるという意識を持ち、子供が安全・安心・健やかに過ごせるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
街頭補導事業実施回数	街頭補導事業年間実施回数	青少年が安全・安心に過ごせるため巡回活動が行われているか測るため	337	R5.4月	350
共育コミュニティ事業実施日数	年間の実施日数	地域社会全体で青少年を見守り育てるための活動が行われているか測るため	2,016	R5.4月	2,100
共育コミュニティボランティア活動人数	年間の延べ活動人数	地域社会全体で青少年を見守り育てるためのスタッフが充実しているか測るため	12,039	R5.4月	12,100
居場所づくり事業開催日数	居場所づくり事業年間の開催日数	安全・安全な子供の居場所を設け、地域の協力を得て学習習慣等を身にける支援が行われているか測るため	119	R5.4月	120
居場所づくり事業参加人数	年間の参加人数	実際に利用を求める人が子供の居場所づくり推進事業を認知しているか測るため	1,561	R5.4月	2,380
青少年育成市民会議加盟団体数	青少年育成市民会議加盟団体数	関係団体と連携を図りながら地域で子供の見守り活動が行われているが測る指標	87	R5.4月	95
青少年の健全育成の取組に満足している市民の割合	市民意識調査	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、青少年健全育成の取組に対する成果を測る指標	35	R5.4月	現状値以上

■主な取り組み方針

方針①: 子供の安全確保と環境の整備

- 街頭補導や防犯パトロールなどの見守り活動を、学校、家庭、地域などと連携し、実施します。
- 子供を取り巻く有害環境の浄化を目指し、スマートフォンなどの情報端末やインターネットを安全・適切に利用するための環境を整備します。

方針②: 地域との交流・活動の推進

- 子ども会への加入を啓発するとともに、イベント・交流会などを充実させることで、多くの子供が活動に参加できる取組を進めます。
- 地域との交流の活性化を図るため、次世代を担う人材の育成を進めます。
- 青少年健全育成推進協議会が実施する地域活動を通して、青少年の健全育成を推進します。また、関係団体のさらなる主体的な取組や活動を推進します。

方針③: 家庭教育の推進

- 家庭教育が全ての教育の出発点という認識のもと、家族のふれあいを通して、基本的な生活習慣や生活能力の育成、また、豊かな情操や自尊心を高める取組を推進します。
- 関係各課や学校との連携を図り、保護者を対象とした家庭教育に対する正しい知識や情報の提供に努めるとともに、講座の開催など、学習機会の創出を図ります。
- 乳幼児期から学齢期まで切れ目のない子育て・教育支援のために、地域に協力を求めながら市が一体的に取り組むネットワークの構築について検討します。

方針④: 訪問型家庭教育の支援

- 家庭訪問を行うことによって、家庭教育講座や相談窓口に出てくるのが難しい保護者と接触することの貴重な機会を作ります。

■市民等の役割

内容
取組の担い手としての積極的な参画

■SDGs

番号	目標
4	質の高い教育をみんなに

2-2-1

学校教育環境の充実

担当課： 教育総務課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
学校適正規模・適正配置基本方針	2009(平成21)年度～
学校施設等長寿命化計画	2021(令和3)年度～2060(令和42)年度

■現状

- 学校施設は、老朽化が進んでいることから大規模改造や長寿命化改修を計画的に実施する必要があります。
- 少子化や人口減少により学校規模が縮小したことで、小規模校が増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒の出現率が増加傾向にあります。
- 児童生徒数は減少していますが、就学援助費受給児童生徒数の割合は年々増加傾向にあります。
- 地元産食材を多用し、安全・安心な学校給食の提供に努めています。

■成果

- 屋内運動場の照明器具の落下防止やLED化はおおむね完了しています。
- 避難所機能強化を目的として、中学校5校の屋内運動場に空調設備を設置しました。
- 学校施設を健全で計画的に保全するため、学校施設等長寿命化計画を策定しました。
- トイレの洋式化を推進し、良好な教育環境の整備を行いました。
- 適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の学校復帰や高校進学を実現しました。
- 教育相談員等を配置し児童生徒や保護者からの相談、学校への指導などを行い、さまざまな教育問題の解決を果たしました。
- 就学援助については、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して国の基準単価に準じた援助を行いました。
- 給食センターにおいては、調理配送業務に加え、施設管理業務も一括委託したことで、より効率的に給食を提供できるようになりました。

■課題

- 少子化・人口減少に対応するため、適正規模・適正配置を踏まえた学校の再編が必要です。
- 学校施設等長寿命化計画に基づいた老朽化施設の改修や空調設備の設置、トイレの洋式化など、利用者に優しく快適な教育環境の整備を推進する必要があります。
- 多様化・複雑化するいじめや不登校などについては、関係機関との連携を強化し、解決に向けた取組を行う必要があります。
- 保護者や学校、関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・教育相談員・適応指導教室の積極的な活用により、不登校問題の解決を図る必要があります。
- 不登校の原因の複雑化やHSPなど、今まで以上にきめ細やかに児童生徒の様子への把握に努め、早期に発見・解決を図る必要があります。
- 近年増加傾向にある外国人児童生徒で日本語指導が必要となる場合は、県に対して教員の加配を要望するとともに日本語理解に向けた丁寧な支援を行う必要があります。

■目指す姿

- 安全・安心で快適な教育環境が整ったまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
市民意識調査における学校教育環境の満足度	市民意識調査において、満足率から不満率を差し引いた差	ハード・ソフト両面において教育環境を整備充実し、市民にアピールできているか把握するための指標。	34.5%	—	40%

小中学校の特別教室への空調設備設置率	特別教室(小学校:理科、家庭科・中学校:理科、家庭科、技術、美術)の室数に占める空調設備設置室数の割合	特別教室における児童生徒・教員の学習環境がどれだけ改善されたかを指標で表す。	54%	79%	88%
不登校児童生徒数(千人あたり人数)	(不登校児童生徒数÷全児童生徒数)×1,000	教育相談体制や適応指導教室による学習支援等充実させることで、不登校児童生徒の減少につなげられると考えるため	22.3人	—	17人
学校施設の長寿命化計画に基づく工事実施率	長寿命化計画の建物数における工事実施割合	長寿命化計画における建物の環境が改善されたかを示す指標	0.5%	4.9%	12.6%
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「学校に行くのは楽しい」「どちらかといえば楽しい」と回答した小6児童・中3生との割合	学校教育への親近感や魅力度を図る指標	児童 86.3% 生徒 91.1%	児童 91.1% 生徒 88.1%	児童 94.0% 生徒 91.0%

■主な取り組み方針

方針①:安全・安心で快適な学校施設の充実

- 「学校施設等長寿命化計画」に基づいて、大規模改造や長寿命化改修を計画的に進めていきます。
- 安全で快適に利用できるよう学校施設の修繕工事や維持管理を行います。
- 計画的に特別教室への空調設備を整備し、児童生徒に快適な教育環境の整備を進めます。

方針②:学校の適正規模適正配置の推進

- 学校規模による児童生徒の教育環境・条件に不均衡を生じさせないよう適正規模適正配置基本計画に基づき、具体的な学校再編に向けた取組を推進します。
- 学校再編などにより新たに発生する通学困難地域の児童の効率的かつ安全な通学手段の検討をします。

方針③:安全な通学環境の推進

- 国・県・警察などの関係機関と連携し、通学路における危険箇所の情報共有を図り、各々の所管において年次計画的に改修を行い、児童生徒の通学時の安全確保を図ります。
- 歩道が設置できない通学路には、グリーンベルトを敷設し、児童の安全確保を図ります。
- 登下校時に児童が校門を通過した情報を登録している保護者などに配信します。

方針④:一人ひとりに応じた学びの機会の保障

- 教育相談員や適応指導教室などの教育相談体制の充実を図り、学校・保護者・関係機関との連携を強化し、不登校児童生徒の学校復帰を目指します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、介助員の配置や施設環境の整備を実施します。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒への適切な就学援助を実施します。

方針⑤:学校給食の充実

- 可能なかぎり地元産や有機野菜などを活用した安全・安心な給食を提供します。

■市民等の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心で快適な教育環境の中で、勉学することで基礎学力の向上ができます。 ・災害時の避難場所として安心できます。 ・登下校時の見守りに参加します。 ・学校を大切に使う意識・マナーを高めます。

■SDGs

番号	目標
4	質の高い教育をみんなに

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度

■現状

- 国においては、GIGAスクール構想、教員の働き方改革、部活動の地域移行など、既存の義務教育からの大きな転換期となっており、その推進と実現が各自治体に求められています。
- ICT 支援員を配置し、教員の ICT 活用スキルの向上及び効果的・効率的な授業力の育成を図っています。
- 授業での ICT 機器の活用については、中学校よりも小学校の方がよく活用されています。
- 学校司書の配置や ICT 化により、授業における学校図書館の活用が進むとともに、図書の貸し出し冊数も増加傾向にあります。
- 教員の年齢構成に偏りがあります。
- 新学習指導要領に対応した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めています。
- 学びのルールの一貫や授業のスタンダード化を目的に「紀の川市学びのスタンダード」を作成し、子供の視点での授業改善と子供たちが安心して学び、主体性を発揮できる授業づくりを進めています。
- 各学校長が、学校経営についての1年間の戦略をまとめた「スクールプラン」を作成し、教職員、保護者、地域が一体となって「開かれた学校づくり」に取り組んでいます。
- 「育ちあうよろこび、育てあうよろこび」を目標に、子供の将来を見ずえて、子供たちが学び合い、家庭・地域が学びを支え、教師が学びを創り、市が学びを応援し、市の子供は市で育てあげる「紀産紀育」を推進しています。

■成果

- 一人一台端末の整備(令和2年度)
- 全校に学校司書を配置(1人2校担当)
- 全校の学校図書館をICT化
- 小学校に外国語指導員(中学校英語科退職教員)を配置(平成31年度～)
- 新たな補助制度の創設(若手教員の育成・ふるさと教育)
- 校務支援システムの導入
- 4校に1人ICT支援員を配置
- 地域の方の協力を得ながら様々な体験活動を実施
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な教育環境を整備
- 就学前から切れ目ない支援を行うため、早期支援コーディネーター2名を配置
- 幼児期から小学校へのスムーズな接続(保こ幼少連携)
- 職場体験活動を行うことにより、生徒に望ましい勤労観や職業観を身につけさせることができ、将来の進路などを考える教育の一環となっています。

■課題

- 若手教員の資質向上とこれからの紀の川市の教育を担うミドルリーダーの育成が急務となっています。
- 教師力・授業力の向上のため、ニーズやタイミングに合致した教職員研修を実施し、資質・能力を向上させ、児童生徒の基礎学力の向上を目指す必要があります。
- 教員のICT機器活用スキルの向上が急務であり、支援を継続していく必要があります。
- 小学5、6年生で英語が正式な教科となり、ALTや外国語指導員、外国語専科教員を活用し、小学校教員の外国語指導力を高める必要があります。
- 学校図書館を活用し、児童生徒の読書活動の充実を図るとともに、語彙の拡充や表現力、読解力の向上を目指す必要があります。

○教員の本来の業務である子供たちと向き合う時間を確保できるよう組織マネジメントを行うとともに働き方改革を推進する必要があります。

■目指す姿

学校と地域が連携し、児童生徒が「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」を身につけることができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
全国学力テスト(NRT)で小学校国語の正答率の全国平均正答率との差(ポイント)	全国学力テスト国語の平均正答率と全国平均正答率の差	読書を通じた読解力の向上が点数に直接影響し、近隣地域と比較可能な指標であるため	▲ 0.7	▲0.6	1
全国学力テスト(NRT)で中学校国語の正答率の全国平均正答率との差(ポイント)	全国学力テスト国語の平均正答率と全国平均正答率の差	読書を通じた読解力の向上が点数に直接影響し、近隣地域と比較可能な指標であるため	▲ 3.6	▲4.0	0
小・中学校における図書貸出冊数(冊)	月平均	図書の貸出冊数が増えることにより読解力が向上しているかどうか測る指標	1.1	0.6	1.6
課業日におけるタブレットを活用した日の割合(%)	児童生徒がタブレットを活用した日数÷課業日	児童生徒のタブレット活用が進んでいるかどうかを測るための指標	58.7		100
全国体力・運動能力等調査で全国平均を上回った児童生徒の割合	全国平均を上回った割合を児童・生徒別に算出	児童生徒の体力や運動能力を経年的に測る指標			

■主な取り組み方針

方針①: 児童生徒の確かな学力の向上

- 1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と、学び合いによる「協働的な学び」を一体的に推進します。
- 学校司書を活用し、学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、児童生徒の読書活動の充実と語彙の拡充や表現力、読解力の向上につなげます。
- ALTの配置や、小学校に外国語専科教員などを配置し、外国語教育の充実を図ります。

方針②: 教職員の知識・技能の向上

- 教師力・授業力の向上のための研修を実施し、資質・能力の向上を目指します。また、若手教員やミドルリーダーの育成に努めます。
- 学習指導や児童生徒の教育に向き合う時間を確保するため、教員の多忙化解消に向けた取組を推進します。

方針③: ICTを活用した教育の推進

- ICTを活用したわかりやすい授業を実現するための研修体制を強化します。
- 児童生徒に発達段階に応じた情報活用能力、情報モラルを身につけさせるため、各学校での取組の指標となるものを作成します。
- 授業での効果的なICT活用を目指して、和歌山大学との連携事業に取り組みます。

方針④: 豊かな心とたくましい体の育成

- 豊かな心を育むため、家庭や地域社会との連携の下、さまざまな体験活動、教育活動の充実を図ります。
- 思いやりのある児童生徒の育成のため、人権教育、道徳教育、ふるさと教育の取組を充実します。
- 子供たちの体力向上のため、学校保健活動や体育的活動、食育等の取組を推進します。

方針⑤: 特別支援教育の充実

○子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高められるよう、適切な指導及び必要な支援をおこなえるよう努めます。

○幼児期から高校卒業まで切れ目のない支援の継続と充実のため、つなぎ愛シートを積極的に活用します。

方針⑥幼児教育と小学校教育の連携・円滑な接続の推進

○幼児教育のスムーズな接続を図るため、幼児期の指針となる「紀の川スタンダード」の充実を図るとともに、小学校の学びに安心してつなげていけるよう「スタートカリキュラム」を作成、活用します。

○幼児期、学童期の子供たちに共通の視点で関わられるように、指導者の共通研修を実施し、教職員、保育士の資質向上を図ります。

■協働・市民の役割

内容
○学校教育に対する関心・理解を深めます。

■SDGs

番号	目標
4	質の高い教育をみんなに

■ 関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
生涯学習推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
生涯学習振興計画	2022(令和4)年度
図書館基本計画	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度
子供読書活動推進計画	2017(平成29)年度～2022(令和4)年度

■ 現状

- 心の豊かさや生きがいのための学習需要の増加、地域でのコミュニケーションの低下などの社会背景を受けて、生涯学習に対する関心や意識が高まっています。
- 本市では、2007(平成19)年に「生涯学習のまち宣言」を行い、「学ぶ・結ぶ・育む」をスローガンに生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び、調和のとれた明るく活力ある紀の川市を育むことを目指し、市民の生涯学習の取組を推進しています。
- 2021(令和3)年度実施の市民意識調査によると45.4%の人が生涯学習に取り組む環境が整っていると感じていますが、実際に趣味のサークル活動や自主的な学習に取り組んでいる人は21%という状況です。
- 市内文化ホールなどを中心として、あらゆる世代の市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するため様々な文化芸術事業の開催に努めています。
- 文化協会に加入している各クラブが個々に文化的活動を行い、その成果を各支部文化祭などにおいて披露し、地域の文化振興に寄与する活動を推進するとともに活動をとおして異年齢との交流の場を提供するなど協会の活性化を図っています。
- 社会教育法で公民館講座は、「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされていますが、「教養の向上、健康の増進及び生活文化の振興」に関する講座の開設が多い傾向にあるため、社会福祉の増進や社会的課題に関する講座の開設に取り組んでいます。
- 図書館は市民にとって手軽に情報や知識を得られる場であり、読書をするだけでなく様々な資料を閲覧したり、調べものに訪れたり様々な形で利用され、ニーズも多様化しています。
- 老朽化した施設設備は、修繕及び改修工事により、全ての市民が快適に利用できるよう維持管理に努めています。

■ 成果

- 自主ホール事業の開催(毎年)
- 各支部文化祭の開催(毎年)
- はたちのつどいの開催(毎年) ※令和4年度から「成人式」から「はたちのつどい」に改名
- 公民館へいこらフェアの開催(毎年)
- 公民館講座の開催(毎年)
- 地域課題(高齢者向け終活講座及びスマホ講座)の公民館講座の開催(令和3年度)
- 障害者向け公民館講座の開始(令和4年度)
- 少年メッセージの開催(毎年)
- 地域活動連絡協議会ソフトドッジボール大会の開催(毎年)
- 地区公民館子どもプロジェクト「エクストラ コミュニティ サマー」の開催(令和4年度)
- 河北及び河南図書館 Wi-Fi 設置(令和2年度)
- 河北及び河南図書館自習スペース増新設(令和3年度)
- オーディオブックサービスの開始(令和3年度)
- 移動図書館の運行開始(令和3年度)
- 移動図書館の蔵書拠点完成(那賀支所)(令和3年度)
- 粉河ふるさとセンター大ホール及び小ホール Wi-Fi 設置(令和4年度)
- 各地区公民館へスポット Wi-Fi 設置(令和4年度)
- 那賀総合センター屋根改修(令和3年度)

- 那賀総合センター外壁改修(令和4年度)
- 桃山会館屋根改修(令和3年度)
- ふれあいコミュニティセンター屋根及び外壁改修(令和3年度)
- 貴志川生涯学習センター外壁改修(令和4年度)
- 西貴志コミュニティセンター外壁改修(令和3年度)
- 丸栖コミュニティセンター屋根改修(平成30年度)

■課題

- 誰もが生涯学習に取り組みやすい事業や講座の実施が必要です。
- 市民のニーズを的確に捉え、社会的課題や地域の課題などの学習需要にも応えるための事業の実施が必要です。
- 利用者の安全確保のため、施設の適切な維持管理が必要です。
- 誰もが生涯学習施設に訪れやすくなる工夫が必要です。
- 市民ニーズや社会情勢に対応した図書館づくりに取り組む必要があります。

■目指す姿

生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び調和のとれた明るく活力あるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
市民1人当たりの年間図書貸出冊数	市民意識調査より(%)	貸出状況を図るため	4.65	R5.4月	5
図書館利用者数	図書館利用者数	多様化するニーズに対応しているかを図るため	46,958	R5.4月	80,000
生涯学習に取り組む環境が整備されていると感じている市民の割合	市民意識調査より(%)	生涯学習環境の整備状況を図るため	45.4	R5.4月	60
自主的な学習に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査より(%)	生涯学習の取組状況を図るため	21	R5.4月	30

■主な取り組み方針

方針①: 生涯学習機会の提供

- 市民の生涯学習活動のきっかけとなるよう、誰もが気軽に立ち寄れる公民館づくりを進めます。
- 市民ニーズや社会課題に対応した講座の開催や事業を実施し、生涯学習のきっかけとなる機会の創出を図るとともに、SNSなどを用いた多様な広報による情報提供を実施することで、市民が自主的に生涯学習活動を行えるよう支援します。
- 年齢層や障害の有無にかかわらず、誰もが生涯学習活動へ参加できる環境づくりを進めます。
- 優れた文化芸術に触れることにより文化意識が向上し、心豊かに過ごせるように、音楽・演劇・演芸・伝統芸能・映像など、様々な文化芸術事業を開催します。

方針②: 生涯学習を推進する人材の育成

- 生涯学習機会の提供を通じて、今後の生涯学習活動を担う人材の育成を行います。

方針③: 生涯学習施設の適切な管理

- 利用者が安全に安心して利用できるよう、生涯学習施設の適正な維持管理を行います。
- 利用者の利便性向上を図るため、高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい生涯学習施設の整備を進めます。

方針④: 図書館の充実

- 市民ニーズを踏まえた蔵書・資料の充実を図ります。
- 河北・河南図書館それぞれで特色あるイベントや季節ごとのイベントなどを開催することで、本を媒体として

市民が集える空間づくりを進めます。

○高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。

○デジタル技術を活用した利便性向上につながる取組など、図書館利用者の満足度向上を図ります。

■協働・市民の役割

内容	
生涯学習への関心を持ちます。	

■SDGs

番号	目標
4	質の高い教育をみんなに

■関連する個別計画

計画名	計画期間
教育大綱	2023(令和5)年度～2027(令和9)年度
生涯学習推進計画	2023(令和5)年度～2027(令和9)年度
史跡旧名手宿本陣整備基本計画	2016(平成28)年度～2028(令和10)年度

■現状

- 文化財は市全体の歴史であり財産ですが、少子高齢化などにより、個々の地域だけでは保存や継承が困難な状況です。
- 市内には未指定文化財も含め数多くの文化財があり、総合的な調査を行い、適切な保存を図る必要があります。
- 文化財施設の来館者は、企画展などの活用事業で一時的に増加しますが、平常時は低水準となっています。
- 市における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランである文化財保存活用地域計画を定める必要があります。
- 市民意識調査において、文化財・歴史に「興味がある」「どちらかといえば興味がある」と回答した人の割合は53.6%でした。
- 平成30年の文化財保護法改正により、文化財保存活用地域計画の策定が制度化されました。

■成果

- 旧名手宿本陣第1期保存整備工事の完了(2022(令和4)年度)
- 県指定名勝藤崎弁天 弁天堂の保存修理工事を完了(2022(令和4)年度)
- 広報紙での文化財紹介(2007年度から継続中)

■課題

- 地域における文化財の次世代の担い手育成が必要です。
- 市民の文化財への理解や保存に対する意識の高揚が必要です。
- 次世代へと文化財を引き継ぐため、未指定の文化財の把握と、計画的な整備や保存が必要です。
- 文化財のさらなる効果的な活用方法の検討が必要です。

■目指す姿

市民が地域の歴史と文化を正しく理解し、文化財が適切に保存・活用されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
文化財施設・事業への入館者数	令和3年度 実績数 (紀伊国分寺跡・歴史民俗資料館・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅)		13,452 人		16,000 人
市指定文化財の数	市指定の文化財		108 件		110 件
活用事業参加人数	体験教室、企画展、講演会		617 人		700 人
文化財・歴史への興味のある市民の割合	市民意識調査において、「興味がある」「どちらかといえば興味がある」と回答した人の割合		53.6%		55.0%

■主な取り組み方針

方針①: 歴史文化の保存・継承

- 適切な保存のため、未指定文化財を含めた総合的な調査を実施し、状況を把握します。
- 関係機関と協議のうえ、関係団体や地元と協力し、文化財の適切な保存・継承に努めます。
- 継続性・一貫性のある保存・活用を推進するため、文化財保存活用地域計画の策定を行います。
- 建造物、伝統行事、天然記念物など多種多様な文化財に関わる、次世代の担い手育成を進めます。

方針②: 文化財の活用と啓発

- 広報紙を通じて、市の文化財などの紹介を行うことで、歴史資産に対する認知度の向上を図ります。
- 文化財関係団体などと協働で活用事業を実施します。
- 文化財施設での体験教室や企画展などを通じて、市民が文化財への理解を深めるきっかけづくりを進めます。

■協働・市民の役割

内容
・文化財についての理解を深めるため、文化財施設の活用や事業などに積極的に参加します。

■SDGs

番号	目標
4	質の高い教育をみんなに
17	パートナーシップで目標を達成しよう

■関連する個別計画

計画名	計画期間
スポーツ推進計画	2019(令和元)年度～2028(令和10)年度
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
生涯学習推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
生涯学習振興計画	2022(令和4)年度

■現状

- 2019(令和元)年9月から、アジア初となるラグビーワールドカップ2019が日本で開催され、海外からの24万人を超える人々を含めて延170万人の観客がスタンドを観戦する等世界中の人々にデジタルメディアやSNS等を通じて試合が発信されました。
- パリ2024オリンピック・パラリンピックなど、世界的なスポーツイベントが開催され、スポーツに対する意識が全国的に高まりつつあります。一方でワールドスポーツマスターズ関西の開催が2027年に延期されるなど、新型コロナウイルス感染症予防の影響による延期や、開催規模の縮小などが懸念されます。
- 新型コロナウイルス感染症予防のため、市内のスポーツイベント等の開催自粛により利用収入等が大幅に減額しています。
- 2021(令和3)年度の市民意識調査では「スポーツを週1回以上行っている人」の割合は27.3%で、日常的にスポーツを行っている市民は少ない状況です。年代別に見ると20代～50代のスポーツ参加率が低くなっています。
- 老朽化が進んだスポーツ施設について計画的な修繕が必要です。
- 施設管理の合理化から施設の廃止や集約が必要です。

■成果

- 2014(平成26)年7月にパークゴルフ場、2015(平成27)年3月には市民体育館、2016(平成28)年3月には市民公園プールがそれぞれ完成し、スポーツ施設が充実しています。
- 2022(令和4)年4月からは市民公園一帯の指定管理が始まり、稼働率の上昇や市民サービスの増加が期待できます。また、他施設については公共施設予約システムの導入により利便性の向上が期待できますが、利用者の増加を図るための対策が必要です。

■課題

- 日常的にスポーツを行っている市民が少ないため、スポーツ活動への関心を高める施策が必要です。
- 利用者が安全かつ安心してスポーツ施設を利用できるよう施設を適切に管理する必要があります。
- 施設の老朽化が進んでいることから、施設再編を含めた今後の施設のあり方についての検討が必要です。
- スポーツ振興のみならず、地域におけるコミュニティや世代間交流、学校部活動の地域移行の担い手となる、指導者や総合型地域スポーツクラブの育成・支援が必要です。
- スポーツ施設の利用者数向上に向けた取組が必要です。

■目指す姿

生涯を通して全ての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
スポーツを週1日以上行っている成人の割合	市民意識調査による把握	市の取り組み状況が図れ、国との比較可能な指標であるため	27.3%		35.0%

「市のスポーツ教室のメニューやスポーツイベントは充実している」と思っている人の割合	市民意識調査による把握	施策の推進が市民感情にどのように影響しているかを把握するため	41.2%		50.0%
スポーツ施設の年間利用者数	体育施設年間利用者 + 運動公園施設年間利用者	施設の管理運営において、利用を図る指標となるため	295,460人		430,000人
市主催のスポーツイベントへの参加者数	桃源郷ハーフマラソン、スポーツフェスティバル参加者数	桃源郷ハーフマラソンとスポーツフェスティバルの参加者数の合計で、市民の生涯スポーツに対する関心度と参加状況を測る指標	0人 ※1		3,400人

※1 新型コロナ感染拡大により、市主催のスポーツイベントが開催自粛されたため

■主な取り組み方針

方針①スポーツ推進体制の充実

- 市民一人 1 スポーツを推進するため必要となるスポーツ推進委員をはじめとする人材確保や資質向上を図ります。
- 地域におけるスポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開していくため、また地域スポーツの担い手育成の観点からも、指導者や、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します

方針②:生涯を通じたスポーツ活動の推進

- 「紀の川市スポーツ推進計画」を推進します。
- 子どもから大人まで、障害者などを含むすべての市民がスポーツを通じて、基本的な動作から、高度で専門的な指導まで、多種多様なスポーツに接する機会と場所を、イベントや教室を開催して提供します。
- 日本体育大学との連携により、スポーツ交流を通じ、青少年や指導者の専門的な知識・技術を習得できるような取組を行います。
- 地域のスポーツコーディネーターとしての大きな役割を担っているスポーツ推進員の育成、確保に努めます。

方針③:スポーツ施設の充実と適切な管理

- 障害のある方や、高齢の方にも配慮するとともに、市民ニーズに応じてスポーツ施設の設備や備品の充実を図ります。
- 多くのスポーツ施設が老朽化しているため、適切に維持管理することや今後の再編計画を検討するなど、市民がいつでも安全・安心に活用できる施設環境を整備します。
- 指定管理者制度の導入など、民間のノウハウを活用し効率的・効果的な施設運営・管理を進めます。

■協働・市民の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活にスポーツを取り入れます。 ・スポーツイベントやスポーツ教室に積極的に参加します。 ・スポーツ施設を大切に使います。

■SDGs

番号	目標
3	すべての人に健康と福祉を
5	ジェンダー平等を実現しよう
11	住み続けられるまちづくりを

3-1-1

地域の特性を生かした農業振興

担当課： 農林振興課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
農業振興戦略計画	2018(平成30)年度～
食育推進計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	2014(平成26)年度～
人・農地プラン	2021(令和3)年度～
農業振興地域整備計画	2022(令和4)年度～

■現状

- 国では、「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換や、有機農業の生産から消費まで一貫した取組を推進しています。
- 高齢化や後継者不足により農業者数が減少し耕作放棄地が増加しており、地域農業の持続化、安定化のために新規就農者などの次世代の担い手農業者の確保が必要となっています。

■成果

- 農業者の所得向上を図るため、特色ある商品のブランド化など6次産業化の支援に取り組んでいます。
- 交流人口の増加を図るため、道の駅「青洲の里」に農産物直売所を新設するなど魅力ある施設への転換に取り組んでいます。
- 有機農業や環境保全型農業の推進に取り組んでいます。
- 新規就農希望者を受入するために、研修から就農までを支援する「紀の川アグリカレッジ」を創設しました。

■課題

- 豊富な農産物の魅力を市内外へ情報発信する取組の強化が必要です。
- 儲かる農業の実現に向けた販路開拓と消費拡大につながる取組の強化が必要です。
- 有害鳥獣や病害虫による被害防止対策の強化が必要です。
- 担い手の確保対策や耕作放棄地対策が必要です。
- 地域の魅力を生かす農業振興を進めるために農業施策と観光施策の連携強化が必要です。
- 環境に配慮した農業の推進が必要です。

■目指す姿

本市の農産物が「紀の川市ブランド」として広く支持され、農業者の所得が向上することで、地域農業が活性化し、農業者が元気なまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
農業経営体数 (経営体)	農林業センサス2020	農業者数を把握する指標となるため	2,657	—	2,660
農業産出額(千 万円)	農林水産省	販売目的で生産された農産物全体の金額が分かる成果指標であるため	1,749	—	1,750
新規就農者数 (人)	県実施「新規就農者調査」	新規就農支援の成果を把握する指標となるため	23	—	25
農地集積率(%)	市農業委員会より	農地の利用集積の成果を把握する指標となるため	23.4	—	30.0

■主な取り組み方針

方針①: 魅力ある農業の振興

- 市民の食に関する意識を高め、農業に対する理解の向上と食育推進のまちを目指します。
- 道の駅「青洲の里」を中心に生産者と消費者の交流機会を創出し、農産物の販売促進に繋がります。
- 環境負荷軽減の観点から有機農業や環境保全型農業を推進します。

方針②: 農業経営の安定と生産体制の強化

- 施設整備や農業機器の導入に対して補助することで、農業経営の持続化と安定化を支援します。
- ICT技術を活用し、農作業の省力化・軽作業化の取組を支援します。
- 農地の有効利用や総合的な農業生産力の増進を図るため、農業者の組織化、法人化などを促進します。
- 遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、農地を維持する取組を推進します。
- 有害鳥獣や病害虫による農作物被害を減らすための取組を推進します。

方針③: 担い手の確保と育成

- 地域の担い手となって効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者や新規就農者に対する支援を行います。
- 県内外から就農希望者を受け入れ、研修から就農までを一貫して支援します。
- 地域農業の担い手となる農業者の育成に取り組めます。
- 親の農業を継承するために親元就農している農業後継者を支援します。

方針④: 農を起点としたブランド創出の推進

- 市産農産物を国内外に向けて効果的に情報発信し、紀の川市ブランドの知名度を高めます。
- 市産農産物の販路拡大を行い、生産性の向上に取り組めます。
- 6次産業化に取り組む農業者を支援し、収益性の向上に努めます。

■協働・市民の役割

内容
・安心安全な地元農産物を積極的に消費し、農業と食についての理解を深めます。

■SDGs

番号	目標
8	働きがいも経済成長も
9	産業と技術革新の基盤をつくろう
12	つくる責任つかう責任

3-1-2 均衡の取れた農村や 農地の整備	担当課:	農林整備課
-----------------------------	------	-------

■関連する個別計画

計画名	計画期間
農村環境計画	2012(平成24)年度～
農業振興戦略計画	2018(平成30)年～
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	2020(令和2)年度～

■現状

- 近年の農村地域の過疎化、高齢化、混在化に伴う集落機能の低下による地域の共同活動困難化に伴い、農用地、水路、農道などの地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担増加も懸念されます。
- 農業用施設整備補助事業で、地域で管理する農道、水路、ため池などの改修に対して補助を行い農業用施設の維持・機能の向上を推進しています。
- ほ場整備箇所数は、市全体の耕作面積に占める割合にすると僅かな状況であり、合併後 2022(令和4)年度までで4か所となっており、新規地区の推進が必要であります。
- 本市の農地環境は、中山間地や平地で一区画は比較的小さい農地が多く見受けられます。

■成果

- 多面的機能支払交付金事業の組織数は県内最多となり、地域の農業の共同活動維持に貢献しています。中山間域等直接支払交付金事業では、傾斜地の耕作放棄が全国的に進む中、耕作面積を減少させないような取組を行っています。
- 農業用施設整備補助事業で、老朽化により劣化した地元の用・排水路の改修、農道整備、農業用施設の修繕に対し、地元意向も十分踏まえながら、補助をすることで、農村地域の施設の長寿命化を行っています。
- 農地の集約化を地域の就農者と取り組むことで、集約化された農地が増えています。

■課題

- 就農者の生産性向上と耕作放棄地の抑制を図るための基盤整備が必要です。
- 農業施設の老朽化対策や保全整備が必要です。
- 農家の高齢化担い手不足の中、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援をしていくことが必要です。
- 農業者の生産性向上を図るための基盤整備の必要性についての啓発や周知が必要です。

■目指す姿

○地域が一体となって農村や農地の基盤整備に取り組むことで、生産性が向上し、健全で安定した農業経営ができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
ほ場整備箇所数		市の取り組み状況が分かりやすく、近隣市町村との比較可能な指標であるため。	4箇所	4箇所	5箇所
多面的機能支払活動組織数		当該事業の活動組織は、地域農地、農業用施設の保安全管理の役割を果たしており、地域での共同活動の指標になるため。	56	55	現状値以上
中山間地域等直接支払制度集落協定数		傾斜地での農業の農業生産活動の継続支援の成果を測る。	43	44	現状値以上

耕地面積		作付け可能な田畑の実面積で、農地基盤整備の取組状況を測る。	4,550ha (2020年)	—	現状値 以上
------	--	-------------------------------	--------------------	---	-----------

■主な取り組み方針

方針①: 農業生産基盤整備の推進

- 地域と一体となって農地の集積・集約化につながるほ場整備などの生産基盤整備を推進し、就農者の生産性を向上させます。
- 就農者の農地保全、用排水路改修、農道整備や農業用施設の維持・管理にかかる取組を支援し、生産性効率の向上と施設の長寿命化を推進します。

方針②: 農村地域の多面的な保全活動の推進

- 農家、非農家、幅広い世代がコミュニケーションをとりながら、共同で地域の農道や水路の整備を行うことにより、皆が地域の未来を考える場をより多く作れるような農村の保全活動を推進します。

■市民等の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・農業後継者を増加するような基盤整備を実施し、非農家も含めた農村環境づくりに取り組みます。 ・農業用施設の長寿命化農業基盤の整備充実を図ります。 ・豪雨により農地・農業用施設に被災があれば報告する。

■SDGs

番号	目標
8	働きがいも経済成長も
9	産業と技術革新の基盤をつくろう
13	気候変動に具体的な対策を

3-1-3

商工業の振興

担当課： 商工労働課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興促進計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
先端設備等導入促進基本計画	2021(令和3)年度～2023(令和5)年度
創業支援事業計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度
シティプロモーション戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度

■現状

- 人材不足と生産性や消費者の利便性を高めるため各商工業者ではデジタル化の導入が急速に進んでいます。経営者の高齢化と後継者の不在により商工業者の中ではデジタルに関する知識格差が生じています。
- 令和4年6月に実施した市の景況・経営動向調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安と原油価格高騰に起因した物価上昇により、約70%の中小企業が事業経営に影響を受けています。

■成果

- QRコード決済で支払いができる店舗数が増加しました。
- 新型コロナウイルス感染症に対応するためテイクアウトのサービスを拡充した飲食店舗数が増加しました。
- 市内飲食店への誘客を図るためガイドブックを製作しました。
- 商工会の支援内容を訴求した結果、会員数が増加しました。
- 規格外フルーツを活用した商品開発を行いました。(桃ビール・はっさくビール)
- 商工業者向けの支援メニューを瞬時に届けるため約1,160社に対しe-mailで情報伝達する仕組みを構築しました。
- 年間を通じて商品券事業を実施しました。
- 創業セミナー受講者の内8名が創業しました。

■課題

- 市内商工業者が持つ課題やニーズを適切に把握することが必要です。
- 市内商工業者が社会情勢の変化や時代の変化に対応するための支援が必要です。
- 経営者の高齢化や後継者不足解消への対策が必要です。
- 市内商工業者の生産性向上に向けた対策が必要です。
- 地域経済の活性化につながる市内での消費や市内事業者間の取引を促進することが必要です。
- 新たな顧客の獲得や販路の拡大につながる支援が必要です。

■目指す姿

意欲ある商工業者が活発な経済活動を行い、地域経済の活性化が図られているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
市内で買い物や飲食をする市民の割合	市民意識調査	市民の市内商工業者に対する消費意欲を計測	63.9%	65.0%	69.0%
日常生活において買い物に困ると感じている市民の割合	市民意識調査				
創業セミナーを受講	実績値	地域商業の拡大と促進の度合いを計測	6名	確定4名	6件

後に市内で創業(開業)した件数				予定 6 名	
商工会会員数	紀の川市商工会・那賀町商工会の会員数		1,243 人		1,270 人
DX に関する補助金を申請した件数	実績値	行政主導で DX に関心と導入を検討する商工業者の度合いを計測			20 事業者

■主な取り組み方針

方針①: 市内商工業者の振興・活性化

- 商工会をはじめとする関係機関と連携し、支援制度の周知と相談体制の強化を図り、活用を促します。
- 商工業者の景況やニーズと課題を定期的に把握し、的確な支援策を講じます。
- 市内商業者の利用喚起と市内消費の促進を図るため、継続的に商品券事業等の消費喚起策を講じます。
- 買い物環境を維持するため、事業拡大や新たに参入する商業者を支援するとともに、日用品や生鮮食品を取り扱う移動販売や配達等を行っている商業者の情報を集約し発信します。

方針②: 創業の支援

- 事業者数の増加と業種の多様化を図るため、市内での創業希望者に対して、空き店舗の情報を集約し提供します。
- 休廃業を見据える商工業者と創業希望者とのマッチングを図り、事業再構築を含めた事業継続を支援します。

方針③: 商工業者の生産性向上と競争力強化

- デジタル技術の導入や既存事業の変革を推進するため、各種セミナーを開催し、市内商工業者の機運醸成とデジタル人材の育成を支援するとともに、導入経費に対する支援を行います。
- 商工業者が新たな顧客を獲得するため、マーケットに合致した商品開発や戦略的な情報発信、また異業種間連携などの主体的な取り組みを支援します。

方針④: 地域資源を活用したビジネスモデルの構築

- 規格外として取引されている農産物をはじめとした地域資源の付加価値を高めるため、多様な利活用を検討し、好循環型の経済サイクルを形成する仕組みを構築します。
- 農産物の加工拠点や地域資源を活用した商品開発と販路開拓につながる事業者の誘致活動を行います。

■協働・市民の役割

内容
市内商工業者を積極的に利用します

■SDGs

番号	目標
8	働きがいも経済成長も
9	産業と技術革新の基盤をつくろう
12	つくる責任つかう責任

3-2-1

就労支援の充実と雇用
創出の振興

担当課:

商工労働課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
産業振興促進計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度
シティプロモーション戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度

■現状

- 県外に進学した大学生が回帰せず県外で就職し、若年層の人材流出が進路を決める段階で起こっています。
- 社会情勢の変化や京奈和自動車道の開通を機に、紀の川市周辺における工業用地の取得要望が増加しています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会情勢の変化により新しい生活様式の定着やデジタル技術の進歩により、テレワークなどを活用した移住なき転職など新たな働き方がみられています。また、2021年の中企業白書によると、中小企業のデジタル化の事業方針における優先順位が、感染症流行前に比べて高くなっており、感染症の流行がデジタル化の重要性を再認識させる一つの契機となっていることが分かります。
- 市内企業において、東南アジアはじめとした外国人労働者数が増加しています。
- 20●●(令和●)年度に本市、労働局、ハローワークとの雇用対策に係る連携協定を提携し、●●に取り組んできました。
- 2022(令和4)年度に実施の市民意識調査によると、就労支援の充実と雇用創出の振興について重要と捉えられているにみ関わらず、満足度が低い状況です。

■成果

- 県内高校などに対して市内企業の認知力を高めるためのガイドブックの配布(2022年(令和4)年度～)
- 誘致企業(創業開始)件数●●件(2018年4月～2022年12月)
- 一般事業主行動計画の策定補助開始(20●●年(平成●)年度～)

■課題

- 市民ニーズに対応した働く場所の創出が必要です。
- 市内求職者と市内企業を効果的にマッチングする機会の創出が必要です。
- 市内企業への就職促進につながる取組が必要です。
- 多様化・複雑化するライフスタイルに対応した職場環境づくりの支援が必要です。

■目指す姿

雇用の機会が創出され、様々な人材が活躍できる就労環境が実現し、安心して働くことができるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
働く場が充実していると感じている市民の割合	市民意識調査				
誘致企業における地元雇用者数	アンケート調査	進出協定を締結した企業と地元雇用者が接続しているのかを測定するため	712	調査中	750
企業立地件数(増設を含む)	実績値(累計値)	進出協定に基づき操業を開始、増設による事業拡大を実施した	13	未定	18

		企業が雇用の機会を創出した状況を測るため			
一般事業主行動計画策定数(年間)	和歌山労働局からの情報提供	計画策定が努力義務である企業(従業員100人以下)が計画を策定しワークライフバランスに取り組んだ企業数の実績値	1	2	2

■主な取り組み方針

方針①: 企業誘致の促進による新たな雇用創出

- 新たな誘致用地の確保や民間の空き用地等を活用し、新たな企業誘致に取り組みます。
- サテライトオフィス等の誘致に向けた、企業動向の把握や候補地の検討を進めます。
- 既存企業の雇用創出につながる事業規模拡大の取組を支援します。

方針②: 労働人材確保と就労の支援

- 雇用対策協定を行っているハローワークとの連携により、市内企業が積極的に参加できる就職フェアを開催するなど、市内企業の人材確保を支援するとともに、市民の市内企業への就労を支援します。
- 若年層の市外からの回帰と市外への流出抑制を図るため、市内外の学生に向けた市内企業の情報発信を積極的に実施することで市内就職についての機運を高めます。
- 市内中学生に対するキャリア教育を実施し、「働く」意味や心構えなど、仕事に関する将来ビジョンを描くきっかけづくりとなる場を提供します。

方針③: 多様性のある雇用・職場環境づくりの推進

- 働きやすい環境づくりを進めるため、企業の職場環境の改善に向けた啓発や支援に取り組みます。
- 企業が雇用する外国人材が職場で意思疎通を図るため、必要な語学力を習得する支援を行います。

■市民等の役割

内容
市内企業に関心と興味を持ちます

■SDGs

番号	目標
8	働きがいも経済成長も
9	産業と技術革新の基盤をつくろう
11	住み続けられるまちづくりを

3-3-1

観光資源を発掘・活用した観光振興

担当課： 観光振興課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度
産業振興促進計画	2020(令和2)年度～2024(令和6)年度

■現状

- 観光客(インバウンド含)については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け減少しています。
- 2022(令和4)年11月にホテルルートインがOPENし、宿泊客の増加が見込めます。
- 近年、キャンプ客はシーズンオン・オフともに増加しています。

■成果

- 観光PRを目的に、2022(令和4)年度2代目・紀の川市フルーツ大使と7代目観光キャンペーンスタッフ(フルーツ娘)を任命しました。
- 観光施設の安全快適な利用維持のため、老朽化していた細野溪流キャンプ場管理棟の建て替えを行いました。
- 地域経済活性化を目的に、団体旅行誘致促進補助金事業を創設しました。

■課題

- めっけもん広場や桃のシーズンに来訪する買い物客に対し、市内周遊に繋げるための有効な観光PRが必要です。
- 2025 大阪・関西万博を見据え、周辺地域と連携しての観光客の受け入れ体制を考えていく必要があります。
- 新たな観光資源の発掘や、既存資源を有効活用した観光地域づくりが必要です。
- 新たな観光客を獲得するため、多種多様な集客の方法を考える必要があります。
- フルーツを中心とした農業を振興し、その付加価値を高めるために地域全体が協働することで、観光交流人口の増加と地域経済の活性化に取り組んでいく必要があります。

■目指す姿

地域の観光資源を有効活用して、誰もが訪れたいと思えるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値(R3)	現状値(R4)	目標値(R8)
年間観光宿泊客数(人)	観光客動態調査	紀の川市に訪れる宿泊客数全体を把握するため	(R2)実績 6,100	(R3)実績 5,800	11,000
年間観光施設利用客数(人)	観光客動態調査	紀の川市に訪れる観光客数全体を把握するため	(R2)実績 1,271,000	(R3)実績 1,191,000	2,200,000
体験交流人口(人)	ふる博参加者の合計	交流により紀の川市のファンとなり、地域内消費を高める数値を把握するため	(R2)実績 1,528	(R3)実績 1,321	3,000
年間外国人観光客数(人)	観光動態調査及び実績より	紀の川市に訪れる外国人観光客数を把握するため	(R2)実績 150	(R3)実績 323	150,000

■主な取り組み方針

方針①: 誘客及び周遊化への促進

- インバウンドを含めた観光客の回復に向けた観光戦略の策定を進めます。
- 多様な情報発信手段を活用して、観光プロモーションを実施します。
- 複数の観光コンテンツを組み合わせるなど、滞在時間の拡大につながるよう、新たな観光コンテンツの創出

に取り組みます。

- スポーツ合宿や教育旅行、キャンプ、サイクリングイベントなど、様々な形態の誘客を促進します。
- 県や周辺自治体と連携して広域的な観光客の誘客、周遊化に努めます。
- 観光交流拠点の魅力を高め、観光交流や周遊化を促進する場づくりを進めます。
- 市内の農業者や商工業者との連携を図り、観光消費額の拡大を図ります。
- 市民が主体となって開催する各種まつりやほたるなどの地域資源を活用した取組を支援します。

方針②: 観光施設の適切な管理と充実

- 既存の観光施設の適切な維持管理を行い、来訪者が快適に利用できるよう取り組みます。
- 観光看板の増設や標記の統一を進めるなど施設環境の充実を図ります。

方針③: 観光振興体制の整備

- 観光協会や、(一社)紀の川フルーツ・ツーリズム、(一社)紀の川フルーツ観光局と連携し、観光交流人口の拡大に努めます。
- 地域活性化起業人制度を活用するなどにより、民間企業との協働により観光施策を推進します。

■市民等の役割

内容
紀の川市の観光資源の魅力を、できる範囲で発信します。

■SDGs

番号	目標
8	働きがいも経済成長も
11	住み続けられるまちづくりを
12	つくる責任つかう責任

3-3-2

国際交流・多文化共生の推進

担当課： 地域創生課、観光振興課

■関連する個別計画

計画名	計画期間

■現状

- 姉妹都市（大韓民国西帰浦市）との職員・中学生の相互交流、友好都市（中華人民共和国濱州市）や友好協力関係の構築に関する覚書を締結したベトナム社会主義共和国クアンナム省との交流を実施しています。
- 2019（平成 31）年 4 月に改正された「出入国管理及び難民認定法」により、本市でも今後ますます外国人労働者が増加することが予想されますが、市民や市民団体レベルの多文化共生社会実現のための支援は十分に実施できていません。

■成果

- 姉妹都市と中学生の相互交流を実施
- 友好都市と相互の観光施策について紹介し合うオンライン交流を実施
- ベトナム社会主義共和国クアンナム省と友好協力関係の構築に関する覚書を締結し、オンライン会議で今後の交流の方向性について協議
- 市内在住外国人のために日本語教室を実施する団体の公共施設の利用を支援

■課題

- 姉妹都市、友好都市をはじめとする異なる文化を持つ外国の人々と良好な関係を築き、市民レベルでの交流の機会を増やす必要があります。
- ◎在留外国人は年々増加しており、外国人の日本語学習の機会や日本の文化に触れる機会を増やす必要があります。
- 就労や観光で訪れる外国人の文化的・社会的背景を理解し、相互に尊重できる多文化共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

■目指す姿

市民が国際交流への関心を高め、積極的に姉妹都市等をはじめ、諸外国の人々と触れ合い、交流できるまちを目指します。

外国人住民が地域に溶け込んで自立した生活を営むことができ、市民が文化や生活習慣、制度などの異なる国の人々と互いに尊重しあえるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
姉妹都市、友好都市等からの来訪者数	国際交流事業における来訪者数	来訪時の様子を広報すること等により姉妹都市等をより深く知ってもらえるから	0	7	80
姉妹都市・友好都市等への訪問団のうち職員等以外的人数	国際交流事業における訪問団のうち市の特別職、議員、職員以外の数	国際交流事業に市民が参加することにより国際感覚の醸成につながるから	0	0	20
外国住民を身近な存在と感じる市民の割合	市民意識調査				
多文化共生事業への参加者数	日本語教室やイベントへの延べ参加者数	教室などへの参加が多文化共生社会の代替指標となるから	0	100	10

■主な取り組み方針

方針①:国際交流の推進

- 姉妹都市との中学生交流事業等を継続して進めます。
- 姉妹都市等を訪問する際、青少年を中心とした市民とともに訪問し交流を行うとともに、姉妹都市等からの来訪者があった時には、市民と交流を深める機会を創出します。
- 市民が姉妹都市等の文化や歴史等を知りたい、学んでみたいという意欲や関心を高めるとともに、情報提供を行い国際感覚の醸成を支援します。

方針②:多文化共生社会の推進

- 様々な国と日本の文化的なちがいを認め合い、地域で共に生活できるよう、国際理解に関する展示や講座を開催します。
- 市内企業の外国人労働者の現状と生活上の課題を聞き取る団体に随行し、困りごとを把握するとともに、在留外国人が地域で安心して生活できるような施策を検討します。

■協働・市民の役割

内容
主体的に国際交流に参加します。

■SDGs

番号	目標
10	人や国の不平等をなくそう

4-1-1

土地の有効利用と住み
よい都市環境の整備

担当課:

都市計画課、地籍調査課、企画経営課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地籍調査計画	2008(平成20)年度～2023(令和5)年度
都市計画マスタープラン	令和3(2021年)～
公営住宅等長寿命化計画	2021(令和3)年度～2030(令和12)年度
空家等対策計画	2017(平成29)年度～2027(令和9)年度

■現状

- 県全体で地籍調査事業推進に取り組み、近年過去5年間(2016年～2020年)での進捗率の伸び率は10.6%であり全国で最も地籍調査を推進しています。
- 本市においても、市町村合併時から班体制をとり調査地区を増やすなどし、地籍調査事業を実施してきました。
- 市民など(地権者、相続権者、利害関係者)のご理解・ご協力をいただき、調査対象地区も残りわずかとなりました。
- 2022(令和4)年4月1日、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制を目的とした都市計画法の一部が改正されました。(建築基準法により定められるレッドゾーンは、本市にはありません。)
- 屋外広告物法や和歌山県屋外広告物条例に基づき必要な規制を行い、屋外広告物の管理に努めています。
- 本市の開発の指導要綱、都市計画法や宅地造成等規制法に基づく技術的基準を遵守し、適正な開発指導が行われています。
- 2022(令和4)年4月時点で、市営住宅375戸の56%(210戸)が耐用年数を経過しており住宅施設設備や機能面で老朽化が進んでいます。
- 戦後の昭和高度成長から生活環境が変わり、第1次産業から第2次・第3次産業への就労状態が変化して都市部へ移転するなど人口減少、家族の核家族化による分譲住宅などの戸数が増加しました。一方で月日が経ち住む人の高齢化、社会ニーズの変化に伴い住居として使用されない「空き家」が年々増えています。

■成果

- 国・県の施策推進の動向に注視し、補正予算対応など事業実施に取り組み、市内調査対象地域の進捗率が98.2%となりました。(2021(令和3)年度末)
- 市内調査完了地区の成果管理について、土地の形状面積の異動更新作業を継続し、市窓口にて成果交付を行っています。
- 地籍調査完了地区も増え、各種事業に成果が利活用されており、年々成果交付の件数も増えています。
- 2000(平成12)年都市計画法の改正により、特定用途制限地域を定めることが可能となり、本市においても、2020(令和2)年4月1日、用途地域と特定用途制限地域が指定されました。
- 用途地域と特定用途制限地域を指定し、土地利用の適切な規制・誘導をしています。
- 2021(令和3)年9月、都市計画マスタープランを更新し、計画的な都市計画行政を推進しました。
- 屋外広告物の更新率の向上を目指し、郵送や電話で更新依頼を行ったり、違反広告物に対するパトロールを実施しました。
- 紀の川市開発指導要綱、都市計画法や紀の川市宅地造成等規制法施行細則に基づき、適正な開発指導を行い、無秩序な開発により景観や居住環境に支障をきたさないよう土地利用が図られました。
- 市民意識調査からの要望を受け、紀の川市民公園内に「野あそびの丘」を整備しました。
- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の外壁・屋根塗装修繕や建物の設備修繕など計画的に実施しており個別改善(長寿命化)を図っています。
- 2017(平成29)年度に「空家等対策協議会」の設置、特定空家や特定空家以外の空家など地域環境に影響

響を及ぼす空家の所有者に対して適切な管理を指導しています。

■課題

- 筆界未定地で登記完了した土地について、後に筆界が確認できた場合、当事者個人で不動産登記法の手続きに基づき筆界未定の解消を行うこととなります。
- 適正な成果の管理(手数料の徴収)が必要です。
- 随時の修正申出への対応が必要です。
- 本市の豊かな自然の中で、利用者が快適に過ごすことができる公園に整備する必要があります。(河南緑地公園)
- 京奈和関空連絡道路の実現に伴い、土地利用(用途地域)の見直しが必要となっています。
- 都市計画法の改正に従い、安全なまちづくりを最優先に、災害リスクの高いエリアにおける開発の抑制を行う必要があります。
- 人口減少や、超高齢社会が進むなか、都市計画マスタープランに基づき、用途地域や特定用途制限地域に合った計画的な誘導を図って土地の有効利用を進め、住みよい都市環境の整備を進めていき、次回都市計画マスタープランの見直しについて、検討していかねばなりません。
- 引き続き、県の計画や条例に基づき、無秩序な開発計画について、適正な開発指導を行っていかねばなりません。
- 点検などを通して、安全で快適な公園を維持していかねばなりません。
- 市営住宅の建築物の老朽化による耐用年限をむかえるものが集中する中、財政事情やマンパワーなどを考えると一斉に事業実施することが困難です。居住に必要不可欠な基本の住宅設備の経年劣化などでの個別修繕費・件数が多く、また公募入居するときには、基本形態に戻す住宅設備の修繕費が増加しています。
- 本市における人口減少・高齢化などの社会情勢を考慮すると、単に空家除却など補助事業の空き家等対策の単独では解決できるものではないため、全庁あげて官民一体となって空家利用など街づくり計画の明確な策定が必要です。

■目指す姿

地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の利便性が確保された活力に満ち溢れる住みよいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
地籍調査の進捗率 (%)		R4 年度末に 99.7%の進捗率を達成する予定(R5 年度末で 100%の予定)	98.2	99.7	100
市民 1 人当りの都市公園面積	都市公園の面積 ÷ R 4.3.31 現在の紀の川市の人口	都市公園の充足度を測る指標	8.9	-	10
住宅や公園などの都市環境に満足している市民の割合 (%)	紀の川市民意識調査報告書	都市環境の整備状況に対する満足度を測る指標	17.1	-	現状値以上
住みよいと感じている市民の割合 (%)	紀の川市民意識調査報告書	住みよい環境づくりへの取組に対する成果を測る指標	85.1		現状値以上
市営住宅の耐震化率	耐震性を有する市営住宅戸数/市営住宅総戸数(紀の川市公営住宅等長寿命化計画による)	耐震性を有しない市営住宅無くすことで、安全快適に居住できる住環境を実現する指標と考えられるため	68.2%	68.2%	100.0%

■主な取り組み方針

方針①: 都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進

- 利便性の高い都市環境の整備を図るため、都市計画マスタープランに基づき地域の特性や課題に応じたまちづくりを推進します。
- 社会経済情勢の変化などを鑑みながら、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを図ります。
- 用途地域内の土地利用状況の動向等を踏まえ、用途地域の拡大見直しを検討します。
- 市民にうるおいとやすらぎの場を提供するため、自然環境を活かしたレクリエーション施設を整備します。

方針②: 市営住宅の長寿命化の推進

- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化を図る必要がある施設については、計画的に改修工事などを行い長期的に適切な管理に努めます。
- 耐震性が乏しい施設については、計画的に集約・建て替えを進めます。

方針③: 空き家対策の推進

- 防災・衛生・景観などの生活環境を維持するため、空き家所有者に対して、適正な維持・管理を促します。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」「空家等対策計画」に基づく除却補助制度の創設を検討します。
- 他部署と連携して空き家対策に努めます。

■協働・市民の役割

内容
地域でのまちづくりに関心を持ちます。 居住する住宅は、生活環境に配慮して適切に使用します。 行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを
15	陸の豊かさを守ろう

4-1-2	担当課： 道路河川課
道路や橋梁などまちの基盤整備	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
橋梁個別施設計画	2020(令和2)年度～2029(令和11)年度
国土強靱化地域計画	2019(令和元)年度～2026(令和8)年度

■現状

- 2014(平成26)年道路法の改正により、管理橋梁を5年毎に点検し健全度に応じ対応が義務化になっています。
- 京奈和関空連絡道路は本市にとって基幹産業である農業の発展、人口増加には必要不可欠な道路であると考えます。
- 京奈和自動車道インターチェンジへのアクセス道路や幹線道路を早期に完成する必要があります。
- 2018(平成30)年重要物流道路の制度ができ(平常時でも災害時でも安定的な輸送を確保するための制度)、2022(令和4)3月、京奈和関空連絡道路が重要物流道路「候補路線」に指定されました。
- 市民意識調査の結果では、道路や橋梁などの基盤整備は、多くの方が重要と感じていますが、市の取組状況については、不満であるとの調査結果が出ています。
- 修繕については、将来的な財政負担の軽減と道路交通の安全性を確保するため、従来の対症療養型の維持管理から予防保全型に転換しています。

■成果

- 市が管理する816橋を点検し、判定結果Ⅲの速やかに対応を行う橋梁63橋のうち、22橋を2020(令和2)年度までに補修を完了しています。
- 維持管理コスト削減のため、道路灯をLED製品に交換しています。
- 幹線道路の通行の安全を確保するため、舗装整備を行っています。
- 京奈和関空連絡道路は本市にとって基幹産業である農業の発展、人口増加には必要不可欠な道路であると考えます。
- 京奈和自動車道インターチェンジへのアクセス道路や幹線道路を早期に完成する必要があります。
- 2018(平成30)年重要物流道路の制度ができ(平常時でも災害時でも安定的な輸送を確保するための制度)、2022(令和4)3月、京奈和関空連絡道路が重要物流道路「候補路線」に指定されました。

■課題

- 道路や橋梁の老朽化に対応した計画的な修繕・改修が必要です。
- 道路整備計画に基づき、計画的な道路整備が必要となっています。
- 道路整備にあたっては、市民、自治会等との合意形成や連携・協力が必要です。
- 京奈和関空連絡道路の早期実現を図るため、行政、民間が一体となった整備要望活動の展開が必要です。

■目指す姿

道路の計画的な整備・維持管理が実施され、市民が快適かつ安全に道路を利用できるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値(R3)	現状値(R4)	目標値(R8)
長寿命化対策済橋梁の割合	判定結果Ⅲ63橋	多くの方が、道路や橋梁などのまちの基盤整備は、重要と感じている	28	31	43
道路・橋梁維持管理上の事故件数	市が管理する道路・橋梁	保険適用となった事故件数	1	2	0

■主な取り組み方針

方針①: 道路・橋梁の適正な維持管理

- 利用者が安全に通行できるよう道路舗装等の修繕を計画的に進めます。
- 橋梁個別施設計画にもとづき橋梁の点検と修繕を計画的に進めます。
- 日常のパトロールに加えて、市民からの通報システムを活用し、道路損傷個所の迅速な把握に努めます。
- 異常気象時において利用者に道路冠水状況等の情報提供を行い、被害の軽減を図ります。

方針②: 市道の整備・充実

- 道路整備計画にもとづき、効率的・効果的な市道整備を進めます。
- 歩行者の安全性向上を図るため、歩行者の多いエリアの歩道整備を重点的に行います。
- 自治区からの改修要望を集約し、優先順位の高い箇所から計画的に整備を進めます。

方針③: 国道・県道の整備促進

- 県道泉佐野打田線の4車線化の早期完了を目指し、県に対して働きかけを行います
- 関係機関と連携し、県道泉佐野岩出線の南進に向けた取組を推進します。
- 県道の渋滞緩和対策の実施に向けて、県への要望活動を積極的に展開します。

方針④: 京奈和関空連絡道路の整備促進

- 国土交通省、近畿地方整備局、大阪府、和歌山県に要望活動を行い、京奈和関空連絡道路の早期実現を目指します。
- 民間団体等に要望活動への参画を促し、地域一体となった整備要望活動を展開します。また、新たにPRホームページを作成し、要望活動等の取組を積極的に情報発信します。

■協働・市民の役割

内容
道路の危険箇所の通報を行います。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域公共交通網形成計画	2019年度(令和元)年度～2023(令和5)年度

■現状

- 地域公共交通は、人口減少や自家用自動車の普及に伴う輸送人員の減少、事業者の収益の悪化などを背景として、その確保・維持が困難な状況です。また、地域公共交通に対する著しい認知度の低さが利用度の低さにつながっている可能性があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により地域公共交通の利用者は、大幅に減少しました。
- 加齢や病气等に伴う身体機能の低下などにより、運転に不安を感じている場合や安全な運転に支障がある場合は、運転を継続する意思がない方が自主的に免許証を自主的に返納できる制度が平成10年に創設されました。

■成果

- 平成31年3月に地域公共交通網形成計画策定
- 令和3年10月に地域巡回バスのダイヤ・路線改正を実施
- 貴志川線存続支援事業補助金に加え、災害復旧支援事業補助金、利用促進事業補助金、利用環境革新等事業補助金、安全輸送に係る設備整備支援事業補助金を和歌山電鐵株式会社に、和歌山県、和歌山市とともに交付
- 地域巡回バス、紀の川コミュニティバス、粉河熊取線の運行事業者に補助金を交付

■課題

- 公共交通の維持・確保に向け、必要な支援の検討・見直しを行う必要があります。
- 地域公共交通に対する満足度が低い要因の調査・分析を行った上で、利用促進につながるさらなる啓発や取組が必要です。

■目指す姿

鉄道やバスなどの公共交通に加えて福祉輸送、スクールバス、自家用有償旅客運送など地域におけるあらゆる輸送資源が、他に交通手段をもたない市民の外出を支える移動手段として、持続可能な交通ネットワークを構築しているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
日常生活において交通手段に不便と感じている市民の割合	市民意識調査				
地域巡回バス年間利用者数			26,161		26,000
紀の川コミュニティバス年間利用者数			20,120		20,000

■主な取り組み方針

方針①: 公共交通の維持・確保・充実

- 2023(令和5)年に目標年次を迎える「地域公共交通網形成計画」での取組結果や社会情勢の変化を踏まえ、次期「地域公共交通計画」の策定に取り組みます。
- 「地域公共交通計画」に基づき、公共交通の路線を再検討し、通学や通院、買い物等、日常生活の利便性維持・向上につながる公共交通ネットワークの再構築を進めます。
- 和歌山電鐵貴志川線が安定的かつ継続的に運営が行われ、将来にわたって存続していくために引き続き、

和歌山県、和歌山市と共同で支援を行います。

方針②: 公共交通の利用促進・啓発

- 公共交通への関心を高め、利用促進につなげるため、市民に公共交通の現状などについて分かりやすい情報発信を行います。

方針③: 利用環境の充実

- 公共交通機関を利用しやすいように駅前駐輪場や駐車場の整備を行うとともに、貴志川線貴志駅周辺の駐車場用地の新規取得の可能性をさぐります。
- 粉河・熊取線の運行情報を Google マップに掲載します。
- 運行事業者と協議し、キャッシュレス決済化を検討します。
- 公共交通の利用を促進するため、駐輪場や駐車場の整備を行います。

■協働・市民の役割

内容
定期的に公共交通を利用します。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを

4-2-1	担当課:	生活環境課
快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の推進		

■関連する個別計画

計画名	計画期間
環境基本計画	2020(令和2)年度～2027(令和9)年度
地球温暖化防止実行計画	2019(令和元)年度～2023(令和5)年度

■現状

- 自治会が行う水路一斉清掃の実施を推進し、市で受入れた土砂・草などを適正に処理して、実施自治会に対し補助金を交付している中、2020(令和2)年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施自治会が減少しています。
- 空き家以外の空き地について、適正な管理がされていない場合、景観の悪化や害虫の発生、交通障害、不法投棄の誘因など多くの苦情が寄せられています。
- 毎年4月中旬に各地区において、狂犬病予防集団注射を実施しています。
- 2020(令和2)年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。市では「地球温暖化防止実行計画」をもとに、地球温暖化対策をはじめ、緑化活動や再生資源の回収活動など、良好な環境保全に取り組んでいます。

■成果

- 地域の水路清掃は全自治会での実施には至っていませんが、多数の自治会において実施していることから、水路の衛生が保たれています。
- 空き地の所有者に空き地の適正管理についての文書を送付し、改善が見られない場合には再度通知を送するなど、苦情者・行為者の心情や事情に配慮した対応を図っています。
- 狂犬病予防注射の接種率は、依然として飼い主の狂犬病に対する意識が薄く、低い状態にあるため、意識改革に向けた啓発に取り組んでいます。
- 温室効果ガスの削減目標を定め削減に努めるとともに、広報紙などでの啓発、関係省庁にエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の報告を行っています。

■課題

- 市民、地域や事業者の環境保全、地域美化や地球温暖化対策などの生活環境に関する更なる意識の高揚を図る啓発が必要です。
- 空き地の所有者に対応してもらえない土地の対処や少子高齢化社会による管理が行き届かない土地などの増加による対応が必要です。
- 犬の放し飼いや糞の不始末、野良猫、地域猫などペットの諸問題について、飼い主のみならず動物に関わる全ての人の協力が必要です。
- 太陽光発電の導入、エネルギー使用量の抑制、低燃費・低公害車の導入など低炭素社会の実現に向けた取り組みが必要です。

■目指す姿

快適で良好な生活環境を守り、維持するため、市民・地域団体・事業者と市が協働・連携し、環境保全に関わる活動を積極的に展開しているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値(R3)	現状値(R4)	目標値(R8)
狂犬病予防注射の接種率(%)	予防注射件数/犬総登録件数	接種しなければ命に関わる病気に感染してしまう恐れのある進捗を測るため。	52	時期(R5.3末)	60
空き地管理指導に対する対処率(%)	対処件数/管理指導件数	空き地管理の指導した件数のうちの対処された件数の進捗を測るため。	75	時期(R5.3末)	90
不法投棄発見件数(件)	パトロール等による発見件数	市内パトロール等により発見した件数の進捗を測るため。	143	時期(R5.3末)	200

市の生活環境の維持・保全に関する取組に対して満足と感じている市民の割合(%)	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合	市民の満足度を把握することが、市の取組みの評価、進捗状況を測る指標と考えるため。	38	時期 (R5.3 末)	40
家庭において地球温暖化防止につながる取組を行っている市民の割合	市民意識調査で「行っている」「どちらかというに行っている」と回答した市民の割合				

■主な取り組み方針

方針①:環境保全の推進

- 市民の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市域の水質や大気などの環境保全に向けて、「環境保全条例」に基づく立入調査などによる規制・指導の充実を図ります。
- 生活排水、工場排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市民や事業者に対して適正な排水について啓発するとともに、市内河川などの水環境の保全に取り組みます。

方針②:地球温暖化対策の推進

- 温室効果ガスの排出量削減に向け、市民、地域や事業者に対し更なる省エネ行動の定着を図るため、継続的な意識の高揚を図る啓発に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの発電設備設置について、「紀の川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」をもとに、地域との共生が図れるよう事業者への周知・指導に取り組みます。
- 「地球温暖化防止実行計画」をもとに、公共施設等の省エネ化を推進し、省エネ機器や再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

方針③:地域環境美化の推進

- 地域の水路の一斉清掃など市民協働による美化活動がより活発になるように啓発に取り組みます。
- 適正に管理されていない空き地について、生活環境が悪化しないように所有者に対し指導・管理に取り組みます。
- 不法投棄を未然に防止・抑制するため、警察・県・他市町村・地域との連携を図るとともに、パトロールや啓発を強化します。

方針④:生活衛生の向上

- 獣医師会や動物愛護センターなど関係団体と連携し、狂犬病予防注射の必要性の周知などペットの飼い主の社会的責務について啓発を行うとともに、県が実施する地域猫対策を推進します。
- 地元飲料水供給施設の安全・安心な供給の確保のため、適正な維持管理の指導・提案に取り組みます。
- 市営墓地を安心して利用いただけるよう適正な維持管理に取り組みます。
- 海南市、紀美野町と連携を密にし、総合葬祭施設である五色台聖苑の安定的かつ適正な運営に取り組みます。

■協働・市民の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境のさまざまな問題に対して、できる限り市民相互で問題解決するように努めます。 ・狂犬病の予防注射を必ず受けるとともに、飼い主としてのマナーを守ります。 ・供給している飲料水について、適切に水質検査を実施する。 ・省エネを意識した生活習慣に取り組みます。

■SDGs

番号	目標
6	安全な水とトイレを世界中に
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに
11	住み続けられるまちづくりを
13	気候変動に具体的な対策を

4-2-2

ごみや資源物の効率的な収集・処理

担当課： 生活環境課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	2018(平成30)年度～2030(令和12)年度

■現状

- 広報紙や出前講座などで、ごみの減量、資源化、3R(リデュース・リユース・リサイクル)やごみの出し方、分別方法、処分方法について説明や啓発に努めていますが、ごみ排出量や資源化率は、ほぼ横ばいで推移しています。
- 2020(令和2)年7月1日から、全国一律でレジ袋の有料化が始まったことに伴い、同年8月に市内5か所の店頭でマイバッグの保有調査した結果、保有率は95.5%となり、市民のほとんどがマイバッグを保有していると推測されます。
- より効果的な、収集体制を確立するために収集事務所や詰所を1か所に集約し収集業務の一元化を図り、業務の効率化、コスト削減を目的に新たに収集事務所を建設する整備事業に取り組み、2023(令和5)年度中の完成に向け進めています。
- 高齢者などのごみ出し困難家庭への支援策として、「ふれあい収集」を2022(令和4)年度から実施しています。
- ごみ集積所の設置箇所数については、依然として地域により差があるため、市全体の平準化が図れるよう、集約化に向けたさらなる取り組みが必要です。

■成果

- 市民意識調査では「ごみや資源物の効率的な収集・処理について」の取り組みに関する満足度は、上昇傾向にあり、おおむね理解と協力は得られていると感じていますが、ごみ搬出量や資源化率は、ほぼ横ばいで推移していることから、減量化や資源化に対するさらなる市民の意識醸成を図っています。
- 資源ごみの持ち去り防止対策として、監視やパトロールに取り組み、時にはパトロールの際に直接指導を行ったこともあり、一定の効果はあると考えています。
- ごみ集積所の集約化は、自治区や市民の協力を得て、少しずつではあるが進んでいる状況です。

■課題

- 3R やごみの出し方、分別方法、処分方法について啓発・周知し、より一層の理解と認識を高めていく必要があります。
- ごみ収集は市民が快適に暮らすために必要な業務となることから、効率的に安定的な収集が行える体制の構築が必要です。
- 高齢化社会におけるごみ出し困難家庭への支援策として「ふれあい収集」を実施しますが、今後要件を満たさない方への対応など、地域と協力しながら取り組んでいく必要があります。
- 長期的で安定的かつ適正なごみ処理の継続が必要です。

■目指す姿

ごみの排出量が減少し、資源が循環して利用されている環境にやさしいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値(R3)	現状値(R4)	目標値(R8)
1人1日当たりのごみ搬出量(g)	ごみ搬出量 ÷ 市民数 ÷ 365日	市民がどれだけごみの減量化に取り組んでいるか(成果)を合理的に測る指標と考えられるため	654	654	650
ごみ資源化率(%)	ごみ排出量のうち、資源化されたごみの量の割合	市民がどれだけごみの資源化に取り組んでいるか(成果)を合理的に測る指標と考えられるため	11.2	11.2	13

ごみ処理・資源化対策を満足と感じている市民の割合(%)	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合	市民の満足度を把握することが、市の取り組みの評価、進捗状況を測る指標と考えられるため	60.1		65
-----------------------------	-----------------------------	--	------	--	----

■主な取り組み方針

方針①:ごみの減量や資源化の推進

- 広報紙や出前講座などで、ごみの減量、資源化、3Rやごみの出し方、分別方法、処分方法について説明や啓発に努めることで、市民や事業者のごみに対する意識の向上を図ります。
- 資源ごみの持ち去り防止対策として、職員によるパトロールなど監視体制の充実に努めます。

方針②:効率的な収集体制の構築

- 効果的な、収集体制を確立するために収集業務の一元化を図り、安全で安定的な収集を行える体制の構築に取り組みます。
- 効率的に収集が行えるようごみ集積所の集約化を進めており、少しずつ進んでいる状況ではあるが、市民の理解と協力が得られるよう、集約に向けさらなる取り組みの推進を図ります。

方針③収集サービスの充実

- 家庭ごみの排出が困難な高齢者や障害者に対して、戸別収集を行うことにより日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援します。
- 粗大ごみをクリーンセンターへ持ち込むことが困難な家庭に対して、戸別収集を引き続き充実させます。

方針④ごみの適正処理

- 海南市、紀美野町と連携を密にし、一般廃棄物処理施設である紀の海クリーンセンターの安定的かつ適正な運営に取り組みます。
- 一般廃棄物の収集から最終処分までを安定的かつ適正に処理を行います。

■協働・市民の役割

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・3R(リデュース・リユース・リサイクル)やごみの出し方、分別方法、処分方法について熟知し、ごみの減量、資源化に取り組みます。 ・ごみ収集の効率化を図るため、集積場所の集約化の必要性について理解し、協力します。 ・高齢者などごみ出し困難者に対し、地域と行政が協力しサポートする体制を目指します。

■SDGs

番号	目標
13	気候変動に具体的な対策を
14	海の豊かさを守ろう

4-2-3

適切な生活排水対策の推進

担当課:

生活環境課、下水道課、那賀支所

■関連する個別計画

計画名	計画期間
生活排水処理基本計画	2020(令和2)年度～2028(令和10)年度
流域関連公共下水道全体計画	2035(令和17)年度目標
下水道事業経営戦略(公共下水道事業・農業集落排水事業)	2017(平成29)年度～2026(令和8)年度

■現状

- 県の汚水処理施設による生活排水対策は、汚水処理人口普及率が2021(令和3)年3月末で68.4%の全国ワースト2位であり、本市は73.1%で県平均より少し上回っている状況です。
- 家庭排水の改善を図るため、合併処理浄化槽の設置促進として、個人の住宅で設置された方に対して補助金を交付しています。また、2018(平成30)年度から浄化槽設置に伴う配管工事、2022(令和4)年度から汲み取り便槽の撤去工事に対して補助制度を新設しています。
- 公共下水道整備の早期概成を目指し、令和2年度において、下水道事業全体計画の見直しを行い、計画面積を938.62haに縮小しました。2021(令和3)年3月末で306.92haを整備、257.54haの供用区域となっており、接続率は69.0%となっています。
- 下水道事業の経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげるため、2020(令和2)年度において「地方公営企業法」を適用し、公営企業会計への移行を行いました。

■成果

- 合併処理浄化槽設置整備の補助制度を設けるとともに、浄化槽管理講習会の受講、清掃業者との契約書の添付を義務付けることとしており、河川などの水質汚濁の防止につながっています。
- 整備面積 307ha(H29:271ha・H30:288ha・R1:279ha⇒R3:307ha)
- 下水道接続率(H29:64.1%・H30:65.7%・R1:62.5%⇒R3:69.0%)

■課題

- 人口減少や地域の実情に応じた効率的かつ効果的な汚水処理施設の整備を推進し、汚水処理人口普及率の向上を図る必要があります。
- 浄化槽の本来持つ機能を十分に発揮し、水質保全が図れるよう、保守点検・清掃・法定点検などの維持管理の徹底を促す必要があります。
- 良好な水質と水生生物の生息環境を実現させ、自然の豊かさを満喫できる河川環境があるまちづくりを目指していく必要があります。
- 公共下水道の早期概成に向けた計画的な整備が必要です。
- 下水道事業への理解促進と未接続世帯の解消が必要です。

■目指す姿

適切な生活排水対策を行い、良好な河川環境と快適で衛生的な生活環境が保全されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値(R3)	現状値(R4)	目標値(R8)
汚水処理人口普及率(%)	下水道課から聞き取り	市内における水洗化率の進捗を測るため。	73.1	時期(R5.7)	80
合併浄化槽の法定検査(11条検査)の受検率(%)	検査件数/設置基数	合併浄化槽からの排出水を水質検査することで、水環境の保全の進捗を測るため。	61	R5.3	65

生活排水処理に対して満足と感じている市民の割合(%)	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合	市民の満足度を把握することが、市の取り組みの評価、進捗状況を測る指標と考えるため。	36.1	時期 (R5.3末)	40
供用面積	実績による	污水处理整備が計画通りに進んでいるかどうかの指標。	257.54ha		326.49ha
接続率	実績による	下水道の整備に対して、どれだけ利用されているのかを図る指標。	69%		85%

■主な取り組み方針

方針①: 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の推進

- 合併処理浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換などによる市民の負担を軽減することで普及促進を図り、污水处理人口普及率の向上に取り組みます。
- 浄化槽台帳に基づき保守点検、清掃、法定検査の受検率を向上させるため、水質保全センター、清掃業者と連携を図り、未受験者に対し正しい浄化槽の管理を啓発し指導します。

方針②: し尿の適正処理

- 岩出市と連携を密にし、し尿処理施設である那賀衛生環境整備組合の安定的かつ適正な運営に取り組みます。

方針③: 下水道の計画的な整備

- 用途地域を中心に公共下水道の整備を推進します。
- 効率的な経営を目指し、西山地区農業集落排水施設を公共下水道に接続します。

方針④: 適正な維持管理の推進と下水道の普及促進

- 長山団地内の老朽化した管渠の更生、修繕を行います。
- 計画的な施設の維持管理を行うことで、長寿命化に努めます。
- 供用開始済区域における未接続世帯への啓発を促進し、接続率の向上を図ります。

■市民等の役割

内容
合併浄化槽の保守点検、清掃、法定検査をきちんと遵守し、適正に管理を行い生活排水による水質汚濁を防止し、きれいな水環境を保つよう取り組みます。 污水处理、水環境への理解を深めます。

■SDGs

番号	目標
6	安全な水とトイレを世界中に
11	住み続けられるまちづくりを
14	海の豊かさを守ろう

■関連する個別計画

計画名	計画期間
水道事業基本計画	2017(平成 29)年度～2066(令和 48)年度
水道事業ビジョン	2017(平成 29)年度～2026(令和 8)年度
水道事業経営戦略	2019(平成 31)年度～2028(令和 10)年度

■現状

- 2021(令和 3)年度市民意識調査では「水道水の安定的な供給」については満足しているとの回答が70%以上で、水道水に対する安全性、安心度において市民から高く評価されています。
- 高度成長期に整備された水道施設の老朽化が全国的に問題となっています。本市では、事業計画に基づき、計画的に施設・設備の更新(耐震化)を実施しているが、少し低い水準にあります。
- 少子高齢化により日本の人口動向は減少傾向であり、本市の給水人口も2019(令和元)年度は58,392人、2020(令和2)年度には57,776人と減少しています。また、節水機器の普及も影響し給水量が減少していることで、年々給水収益が減少しています。
- 重要なライフラインとして今後も継続して水道水を安定供給する必要があるため、このためには計画的な財政運営や経営の合理化が必要です。
- 2018(平成30)年度において、民間企業の水道事業への参入や、市町村を越えた広域連携を柱とする水道法の改正がありました。今後においては、広域化や事業統合といった広い視野からの検討が始まりつつあります。
- 技術職員の減少、施設・設備の老朽化による更新事業の増加などが予測され、技術継承・人材育成といった取組みが必要です。
- 定期的に水道事業運営審議会を開催し、水道事業が安定的に継続できるよう、計画の進捗管理をしています。

■成果

- 水道事業運営審議会において、将来においても安全で安心な水道水を供給し続けるため、水道料金の適正な水準を設定し、2020(令和2)年7月請求分から、平均料金改定率18%の引き上げを適用しました。
- 定期的に有識者などで構成される水道事業運営審議会を開催し、水道事業経営戦略や水道事業ビジョンの進捗管理を行っています。
- 水道事業ビジョンと水道事業経営戦略の中間評価(見直し)を実施しました。
- 経営の安定化とサービスの向上を図るため、水道料金業務のうち滞納整理、開閉栓、窓口業務について民間事業者に委託しています。
- 災害時に備えた対策として、給水車や非常用発電機を(計画的に)整備し、また、被災時における対応マニュアルとしての「事業継続計画(BCP)」を見直すなど、何時でも円滑に応急給水活動を行えるように訓練を実施しました。

■課題

- 老朽化した水道施設を計画的に更新整備する必要があります。
- 給水収益の減少に対応した健全な財政運営を図っていく必要があります。
- 大規模地震などの災害に備えて水道施設の耐震化や防災・危機管理体制の強化が必要です。
- 継続(安定)して給水が行えるよう、職員が持つ知識や技術の継承などの取組みが必要です。

■目指す姿

安全で安心な水道水を安定的に供給するまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
企業債残高対給水収益比率	企業債現在高/給水収益×100	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を把握するため	520.7%	R 5.5	440.0%
水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合	水道の安定供給に対する取組の成果を測るため	75.6%	R5.3	80.0%
有収率	年間総有収水量/年間総配水量×100	水道施設を通して供給される水量が、どの程度収益につながっているかを示す指標であるため	83.7%	R5.3	85.0%
基幹管路の耐震適合率	(基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長/基幹管路総延長)×100	基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すものであり、地震災害に対する基幹管路の安全性・信頼性を表す指標の一つであるため。	31.4%	R5.3	32.0%

■主な取り組み方針

方針①: 水道事業の安定経営

- 水道事業経営戦略にもとづき、水道施設、管路を整備する財源として、国、県の補助制度を活用し、企業債の発行を抑制しながら計画的な財政運営を進めます。
- 今後の水需要も考慮したうえ、ダウンサイジングとともにスペックダウン、また長寿命化を図りながら適切な施設、設備の合理化を図っていきます。
- 安定して給水が行えるよう継続的に、業務マニュアルの整備や技術継承・人材育成に取り組んでいきます。
- 民間活力の導入を推進することで、業務の効率化を図るとともに、サービスの向上を図ります。

方針②: 重要施設の耐震化の推進

- 更新計画に基づき、浄水施設の耐震化に取り組めます。
- 基幹管路の耐震化に取り組めます。
- 応急給水拠点の整備を図ります。

方針③: 老朽化施設の計画的な更新

- 施設の重要度を考慮し、優先度の高い施設から計画的に更新します。
- 優先度の低い施設においては、延命化を図りつつ適切な維持管理を行います。
- 年度間における費用負担の平準化を図りながら更新を進めます。

方針④: 防災・危機管理体制の強化

- 様々な災害リスクに備え、緊急時においても、安定給水、安定処理ができる維持管理体制の確保に努めます。
- 被災時における対応マニュアルとしての「事業継続計画(BCP)」を必要に応じて随時更新します。
- 災害時に備え、何時でも円滑に応急給水活動を行えるように訓練を実施していきます。

■協働・市民の役割

内容
○水道料金を負担します。(水道使用者)
○給水装置を適正に維持管理します。(水道使用者)

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを

■関連する個別計画

計画名	計画期間
鳥獣被害防止計画	2023(令和5)年度～2025(令和7)年度
森林整備計画	2022(令和4)年度～2031(令和13)年度

■現状

- ウッドショックにより輸入木材の市場が減退している中、国産木材の利用促進につながる取組が期待されます。
- 森林環境譲与税の活用について、国・県からさまざまな取組の強化が提起されています。
- 山間地の道路である為、崩土の発生や雑草の繁茂により、走行に支障をきたしています。

■成果

- 間伐材を搬出する事業を行う団体に対して、搬出した間伐材の材積によって補助金を交付し木材利用に努めています。
- 森林経営管理事業において人工林の森林整備に関する意向調査を行い、市に森林経営を委ねると回答のあった森林所有者の承諾を得て市が森林整備(間伐)を行っています。
- 主要幹線林道のパトロールを定期的に行うことで、現状把握に努め、適切に対応をしています。ハイランドパーク粉河や和泉葛城山などへのアクセス道路を安全に安心して走行できる状態を維持管理しています。

■課題

- 森林の多面的機能を維持・発揮させるため、森林適正管理の推進が必要です。
- 鳥獣による森林被害の抑制を図る必要があります。
- 老朽化しているハイランドパーク粉河や葛城山頂施設の改修計画が必要です。
- 林道施設の経年劣化しています。

■目指す姿

効率的な森林管理、鳥獣被害対策に取り組み、森林の有する多面的機能が十分に発揮され緑豊かな環境が守られているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
森林経営管理事業間伐実施面積(ha)	R3 事務事業評価シート	森林整備の状況を見るうえで、所有者自ら間伐を行っておらず市に森林経営を委託した面積が事業実施区域ごとに把握できる。	5.73	R5.3 末	50.00
狩猟免許取得者数(人)	猟友会聞き取り	狩猟免許取得者数が増えることで、鳥獣被害対策実施隊の強化や受益者自身が農作物を守るための取組みの指標となるため	232	R5.3 末	280
ハイランドパーク粉河来園者数(人)	来園者数調べ	来園者数は何度も訪れてもらえるような自然とふれあいの場を提供する目的で施設整備を行ううえでの目安になるため	16,550	R5.3 末	25,000

■主な取り組み方針

方針①: 森林環境の保全

- 森林経営にかかる意向調査に基づき、森林経営集積計画を定め、森林所有者自らが管理困難な森林は、森林経営管理制度にもとづき持続可能な森林づくりに努めます。
- 森林整備計画に基づき、地域森林計画対象民有林区域の人工林を対象に間伐などを推進します。

○森林病虫害の駆除及び発生予防に取り組みます。

方針②: 有害鳥獣の捕獲対策と被害対策

- 鳥獣による森林被害抑制のため、狩猟免許取得者の増加を図るなど、捕獲対策を強化します。
- 市民生活の安全・安心のため有害鳥獣の捕獲に積極的に関与する必要があります。

方針③自然環境保全につながる教育・啓発の推進&自然とのふれあいの場の創出

- キノピー教室の開催を行い、山村の役割・魅力を普及啓発に努めます。
- 森林環境譲与税は実施する森林整備及び促進事業に活用出来るため、木材利用し教育啓発に取り組みます。
- 森林公園・ハイランドパークの管理(今後の整備方針の検討を行います。)

方針④: 林道の施設管理・復旧治山・施設災害復旧

- 草刈・崩土除去などの作業を実施し、森林へのアクセス道路を利用者が安全・安心に走行できるようにします。

■協働・市民の役割

内容
・緑豊かな景観や環境が守られるとともに、適切な管理と活用によって多くの市民が森林の恵みを楽しんでいます。 ・林道における利用マナー向上やクリーン清掃活動。 ・通行時において異状があれば、事業者に報告する。

■SDGs

番号	目標
13	気候変動に具体的な対策を
15	陸の豊かさを守ろう

5-1-1 人権が尊重された差別のない社会の実現	担当課:	人権施策推進課、教育総務課、生涯学習課
-----------------------------	------	---------------------

■関連する個別計画

計画名	計画期間
人権施策基本方針	2021(令和3)年度～
教育大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
生涯学習推進計画	2019(令和元)年度～2024(令和7)年度
男女共同参画推進プラン	2018(平成30)年度～2027(令和9)年度
生涯学習振興計画	2022(令和4)年度

■現状

- 2021(令和3)年に「人権施策基本方針」の改定を行い、人権施策の推進、啓発や人権相談に取り組んでいます。
- 複雑化、多様化する人権課題に対して、正しい理解が得られるような啓発(人権講演会、人権映画会)を実施しています。
- 匿名によるインターネット差別書き込みや誹謗、中傷などの人権侵害を助長するような情報に対し、迅速な対処を行っています。
- 性別によって「こうあるべきだ」と考える固定観念や役割分担意識を解消し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる公平な社会を実現することができるよう啓発しています。
- 家庭、学校、地域、職場など、日常生活のあらゆる場面で人権が確立される前提として、一人一人が人権意識を持ち、実践することが求められています。
- 人権教育、啓発の推進にあたっては、市民の参加と実践の中、市民、事業者、行政との協働と連携により、さまざまな手法を取り入れながら、総合的な推進が必要です。
- 人権教育、啓発にあたっては、一人一人の多様性を認め合い、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進することが必要です。

■成果

- 社会のあらゆる分野における人権が、自分自身の課題と理解し受け止められるように、人権啓発と相談体制の充実を図っています。
- 人権教育指導員が企業研修や各団体研修などの講師を務め、人権についての教育的な取組を行いました。
- LGBTQ+などの性的少数者に対する偏見や、感染症、難病罹患者やその家族に対する誹謗、中傷など、複雑化、多様化する人権課題への理解と支援をいただけるように啓発活動に取り組みました。
- 小・中学生を対象に「人権啓発ポスター展」を開催し、家族で展示会場へ来場していただくことで、家庭で人権について考える機会を提供しました。
- 全市民を対象に年間5回程度、5地区で、それぞれ身近にある、さまざまな人権をテーマに「人権学習講座」を開催し、受講者が感じ考えた事柄をとおして、人権尊重の大切さを広く伝えてもらえるような学習機会を提供しました。
- 市内小・中学生の人権ポスターや人権標語を募集し、小・中学生の人権意識の向上に取り組みました。
- 市内全小学校児童保護者の人権意識の向上を目指して、同和問題や女性、子供、高齢者、障害者などの人権について学ぶ保護者学級を開催しました。
- 満足に学校教育を受けられず、文字の読み書きの能力を十分に身につけられなかった方を対象に、那賀総合センターなどで開設している識字学級を支援しました。

■課題

- 全ての人々が生まれながらにして持っている幸せに生きるための権利「人権」が、多様化、複雑化して市民のあらゆる生活に影響しています。今後においても、関連各部署との連携や調整を深めて取り組む必

要があります。

○市民一人一人の人権意識の高揚のため、さらなる啓発活動などへの取組が必要です。

○「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性的役割分担意識がまだ 32.5%あります。

○LGBTQ+などの性的少数者や在留外国人に対する正しい理解への支援(啓発)に取り組む必要があります。

○SNSなどでの誹謗中傷や虐待など、現代的な人権課題に対応していくため社会の偏見や不合理に気付く人権感覚の育成を図るとともに、人権侵害や差別に気付ける子供を育成する、汎用性を持った人権教育を確立していく必要があります。

○インターネットを悪用した人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、サイト管理者等に迅速に削除要請をする必要があります。

■目指す姿

一人一人が人権問題を自分自身の問題と受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々が問題意識を持ち、全ての人の人権が尊重された差別のないまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
人権相談開設回数(回)	人権擁護委員による相談	R3 はコロナ禍により開設自粛あり 人権相談開設回数	7	22	25
人権講演会参加延べ人数(人)	人権を考える強調月間に開催の人権講演会の参加人数	R3 はコロナ禍により人権講演会自粛あり 人権尊重のための啓発	自粛	11月実施予定	400
市内イベント会場、駅頭、街頭などでの啓発活動回数(回)	市民まつりなどのイベントで開催する啓発活動回数	R3 はコロナ禍により啓発自粛あり より多くの市民に啓発できる場所で啓発活動ができるように。	自粛	5	18
いじめはどんなことがあってもいけないと考える児童の割合	全国学力・学習状況調査	全国学力・学習状況調査で「いけない」「どちらかといえば、いけない」と回答した小学6年生の割合で、人権教育の成果を測るための指標	98.2%	R4.9月頃	100%
いじめはどんなことがあってもいけないと考える生徒の割合	全国学力・学習状況調査	全国学力・学習状況調査で「いけない」「どちらかといえば、いけない」と回答した中学2年生の割合で、人権教育の成果を測るための指標	96.5%	R4.9月頃	100%
人権学習講座開催回数	じんけん学習講座開催回数	多種多様な人権問題について企画内容と回数が適切か測るため	3	R5.4月	5
人権学習講座参加者数	じんけん学習講座参加者数	企画内容、開催時期、開催時間が適切か測るため	57	R5.4月	200

■主な取り組み方針

方針①: 人権啓発と相談体制の充実

- 家庭・学校・地域・職場など生涯を通じ、社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりを進めるため、「人権施策基本方針」に基づき、関係部署と連携し、施策を総合的に推進します。
- 複雑、多様化する人権相談に、県や関係機関等との連携・協力を努めます。
- 一人一人の個性と文化を尊重し、多様性を認め合う人権教育・啓発を推進します。
- 自分以外の全ての人の人権に十分配慮する社会を築くために、家庭・学校・地域・職場など、社会全体で人権教育・啓発活動を実施していきます。

方針②: 男女共同参画の意識啓発の推進

- 男女共同参画社会の実現に向けて、意識の醸成を図るため、情報提供や啓発活動を推進します。

方針③: 人権教育の推進

○SNSなどでの誹謗中傷や虐待など、現代的な人権課題に対応していくため社会の偏見や不合理に気付く人権感覚の育成を図るとともに、人権侵害や差別に気付ける子供を育成する、汎用性を持った人権教育を実施します。

○社会教育として、さまざまな学習機会を通して、市民一人一人が人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活で実現できるよう取組を推進します。

■協働・市民の役割

内容
○人権問題の理解や人権意識の高揚に努めます。 ○人権に関するイベントへ積極的に参加します。 ○お互いの人権の尊重

■SDGs

番号	目標
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
10	人や国の不平等をなくそう
17	パートナーシップで目標を達成しよう

5-2-1

地域コミュニティの充実と協働の推進

担当課： 地域創生課、総務課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
協働によるまちづくりの指針	2012(平成24)年度～

■現状

- 人口減少や多様化する市民ニーズに対応するため、市民との協働の視点でまちづくりを行う必要があります。
- 近年、地域コミュニティを取り巻く社会情勢や環境が変化し、住民の価値観の多様化や地域に対する関心の希薄化など、自治会活動への参加を敬遠する世帯が増えています。2021年(令和3)年度市民意識調査によると、コミュニティ活動への参加について、回答全体では、「参加している」と回答した人が39.8%、「参加していない」が59.6%となっています。
- 自治会は最も身近な住民自治組織であり、地域の抱える問題や課題に対し、組織的に対応する力を有しています。防災・防犯、福祉や教育、環境といった多様な分野が抱える問題を解決するとともに、行政連絡業務や広報活動、日頃からの親睦や交流など自主的な活動を通し、地域づくりや地域運営を担っています。
- 全国的に自治会などの平均加入率は減少しています。本市の自治会の加入率については、2010(平成22)年4月で82.3%、2020(令和2)年4月で74.3%となっており、10年間で8.0ポイント減少しています。2021(令和3)年4月では73.8%です。
- 自治会へ活動支援として自治会運営補助金を交付しています。また、自治会の活動拠点となる集会所へ地区集会所整備事業補助要綱に基づき、新築、改修工事などに支援をしています。

■成果

- 花いっぱい運動による地域におけるコミュニティ推進
- 自治会の集会所整備に対して補助を実施(30年度から3年度まで合計152件)

■課題

- 市民公益活動団体が持続的に活動できるよう支援を行う必要があります。
- 職員の協働に対する理解促進や意識の醸成が必要です。
- 市民が主体的にまちづくりに参画する機会を増やす必要があります。
- 地域コミュニティの持続的な維持のため、自治会への加入促進をさらに強化する必要があります。
- 自治会での活動をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化が必要です。

■目指す姿

住民、NPO、企業など多様な主体が、地域の担い手として自ら積極的にまちづくりに参画し、持続可能な地域コミュニティが形成されているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値(R3)	現状値(R4)	目標値(R8)
自治会加入率	自治会加入世帯数／住民基本台帳世帯数	市全体での自治会加入世帯数の割合を測るため	74	73	80
自治会やコミュニティの活動(地域の祭や清掃活動)に参加している市民の割合	市民意識調査				
市や地域のイベント・活動への参加意欲	市民意識調査	シティプロモーションの成果を図る指標でもある			
公益的な活動をする市民活動団体の登録数	市への登録を行っている市民公益活動団体数		19団体	19団体	25団体

■主な取り組み方針

方針①: 自治会加入促進の強化

- 市自治連絡協議会と協働で自治会加入促進コーナーを設置し、転入者に自治会の活動について理解を深めてもらうため、啓発活動を行います。
- 開発指導要綱に基づき締結される協定書の指示事項により、自治会加入促進の強化を図ります。
- アパートやマンションなどの建築主などに対し、入居者への自治会加入促進の協力を依頼します。
- 転入手続に伴う配布資料に自治会加入促進チラシを同封します。

方針②: 自治会活動の運営支援

- 自治会の活動拠点となる地区集会所の新築、改修など、自治会活動が持続的に行えるよう支援を行います。
- 自治会活動活性化に向けた支援の検討を進めます。

方針③: 市民主体の公益的活動の推進・活性化

- 市民、NPO をはじめとした市民公益活動団体が自主的な社会貢献活動を活発に実施してもらえるように、活動の支援や補助を行います。
- 学生が地域や企業等との協働により実施する地域課題の解決等に資する活動を支援します。

■協働・市民の役割

内容
・積極的に地域活動に参加します。 ・積極的に自治会活動に参加します。 ・近所付き合いを大切にします。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを

5-2-2

地域の活性化と移住・定住環境の充実

担当課： 地域創生課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
過疎地域持続的発展計画	2021(令和3)年度～2025(令和7)年度
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度
シティプロモーション戦略	2021(令和3)年度～2024(令和6)年度

■現状

- 2021(令和3)年度から粉河地域、那賀地域、桃山地域が過疎地域として指定され、人口減少に歯止めがかからないなか、移住・定住人口を増やし、地域を活性化するため施策の重要性が増しています。国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、特定の地域に継続的に多様な形でかかわる関係人口の創出・拡大に取り組むこととされています。ふるさと納税制度は、令和3年度全国で8,300億円以上の寄附額となっており、今後もまだまだ寄附額が伸びていくことが予想されています。
- シティプロモーションは、地方創生や地域活性化をめざして進められ、全国の自治体で活発に実施されています。
- 新型コロナウイルス感染症まん延以降は、ワークライフバランスの充実や地元経済圏の利便性が再評価されています。

■成果

- ふるさとまちづくり寄附金のポータルサイトを14サイトに増加
- 公募型プロポーザルにより、新たな中間管理業者を選定
- 令和3年度の寄附金額は、対前年比約1.4倍の770,744千円に増加
- 紀の川市空き家バンクの創設
- 打田駅前地区の空き家の利活用のため地域活性化起業人制度や地域おこし協力隊制度を活用
- 平成29年度にシティプロモーション戦略を策定

■課題

- ふるさと納税寄附額をさらに増額するため、また応援したいと思ってもらえる自治体となるため、返礼品の種類と質の充実に取り組む必要があります。またふるさと納税を通じてだけでなく、地域の事業者が稼ぐ力を身につけられるようにする必要があります。
- 転出が転入を上回る社会減の状態が続いていましたが、令和4年6月以降10月現在まで転入が転出を上回っています。今後も転出人数を抑制し定住人口の維持を図らなければなりません。
- 紀の川市に継続的に多様な形でかかわる関係人口の創出・拡大に取り組むことが必要です。
- 地域資源を活用し、まちの魅力を高めることで、市民の愛着、誇り、推奨意欲を醸成するとともに、関係人口にも着目し、市外の人にも本市の推奨意欲を醸成できるような取組が必要です。

■目指す姿

持続可能な豊かな暮らしを実現するとともに、市内外の人が本市の魅力再認識、「住み続けたい、住んでみたい、関わりたい」と思ってもらえるまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
ふるさと納税の寄附受入金額			770,744 千円		1,120,000 千円
空き家バンクへの新規登録物件数	新規登録物件数		22		15

紀の川市のことを市外の人に薦めたいと思う人の割合	市民意識調査	市民の推奨意欲を図る指標			60%
定住意向割合	市民意識調査		55.2%		60%
紀の川市のことを誇りに思う人の割合	市民意識調査				60%

■主な取り組み方針

方針①: 大学の誘致と連携推進

○協定を締結している大学との連携を強化し、市と大学相互の特性を活かし、地域活性化を図ります。

方針②: 移住・定住支援

○民間団体と連携した空き家バンクを運用し、空き家所有者等と利用希望者とのマッチングを促進します。

○空き家等を有効な地域資源と捉え、地域活性化やまちの魅力向上につながるよう活用促進を図ります。

方針③: ふるさとまちづくり寄附金の推進

○ふるさと納税による寄附額を増やすため、返礼品の種類と質の充実に取り組みます。

○企業版ふるさと納税の寄附額を増やすため、企業に市の取組を積極的にPRします。

方針④: シビックプライドの醸成

○市民がまちの魅力を再認識し、愛着や誇りを持ってもらうためのさらなる取組を推進します。

方針⑤: 関係人口創出に向けた取組

○地域や地域の人と多様な関わりをもつ関係人口を増やすことで、まちづくりや市の課題解決に繋がる取組を推進します。

■協働・市民の役割

内容
地域の活性化につながるイベントや活動に積極的に参加します。 地域での活躍を希望する人材の受入に協力します。 まちの魅力を発信します。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを

■関連する個別計画

計画名	計画期間
DX 推進計画	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度

■現状

- 令和2年12月に国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が改訂され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。
- 自治体は自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)※¹を推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことが求められています。
- 本市では、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように、NPO法人や民間企業と連携したスマートフォン教室の開催やスマートフォン相談窓口を開設しています。
- 職員の新型コロナウイルス感染拡大防止及び業務継続の観点からテレワーク環境を整備しました。

■成果

- 庁内業務へのRPA※²の導入(2018(令和元)年度～)
- 庁内業務へのAI-OCR※³の導入(2022(令和4)年度～)
- 住民票の写しや戸籍謄本等のオンライン交付申請の開始(2021(令和3)年度～)
- 証明手数料支払いへのキャッシュレス決済の導入(2020(令和2)年度～)

■課題

- デジタルの活用により、多様化・複雑化する市民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスの提供が必要です。
- 業務効率化を図るため、デジタルの力を最大限に活用することが必要です。
- デジタルの活用に向けた職員の知識の向上や意識の改革が必要です。
- 誰一人取り残さないデジタル化のため、デジタルデバйд対策や継続した情報通信サービスの提供が必要です。

■目指す姿

デジタルを活用し、市民サービスの向上や行政運営の簡素化・効率化を図るとともに、日常生活においてデジタル化の恩恵が実感できる便利で暮らしやすいまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
オンライン申請ができる行政手続数	年度末時点におけるオンライン申請できる手続数	手続数により電子行政サービスの進捗状況を図るため	-	10 手続	100 手続
RPAによる事務短縮時間数	RPA利用により縮減した時間	RPA(業務自動化ソフト)を活用し、短縮できた時間により業務の効率化を可視化するため	759 時間	-	2500 時間
マイナンバーカード※ ⁴ の交付率	年度末時点における住民基本台帳人口に占めるマイナンバーカード保有者の割合 マイナンバー保有者÷住民基本台帳人口	マイナンバーカードを交付した市民の割合で、マイナンバー制度の普及状況と電子行政サービスの進捗状況を図るため	63.6% (R4.4.1 時点)	-	100%
デジタル化が進むことに不安を感じている市民の割合	市民意識調査	定性的にデジタル化への市民意識を図るため	-	意識調査実施中	意識調査実施後に入力

■主な取り組み方針

方針①: 行政サービスにおける利便性の向上

- 市民のニーズをきめ細かく捉え、行政手続のオンライン化など、「簡単で」「わかりやすく」「使いやすい」行政サービスを提供します。
- マイナンバーカードのさらなる普及を図るとともに、マイナンバーカードを活用したさらなる行政サービスの向上につながる取組を検討します。

方針②: デジタル化による行政運営の効率化

- AIやRPA等のデジタル技術を積極的に活用し、業務改善による労働生産性の向上を図ります。
- 電子契約や電子決裁の導入の検討を行うなど、庁内のペーパーレス化につながる取組を推進します。
- 業務の棚卸しを実施し、デジタル技術を実装させることができる業務の可視化・洗い出しを行います。

方針③: 地域社会のデジタル化とデジタルデバインドへの対応

- スマートシティ※⁵の実現に向けた取組を推進します。
- デジタルデバインド対策を進めるため、高齢者を中心としたスマートフォン教室の開催や、スマートフォン教室ではカバーできないスマートフォン全般に関する相談窓口を開設します。
- テレビ難視聴やブロードバンド未整備エリアに、民間事業者と連携し、情報通信サービスの提供を引き続き実施します。

方針④: デジタル人材の確保・育成

- 民間企業からのデジタル人材を受け入れ、デジタル技術や知見を積極的に活用できるよう体制づくりを進めます。
- 職員のITリテラシー※⁶を向上させるため、専門的な研修を実施します。

■協働・市民の役割

内容
○デジタルに関心を持ち、自ら情報を収集します。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを
17	パートナーシップで目標を達成しよう

◆注釈

- ※¹ DX(デジタルトランスフォーメーション)
進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと
- ※² RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)
パソコン上での繰り返し行う定型的な作業をソフトウェアロボットにより自動実行する技術のこと
- ※³ AI-OCR
OCRは、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと
AI-OCRはOCRにAI技術を組み合わせることで、機械学習による文字認識率を向上させたもの
- ※⁴ マイナンバーカード
プラスチック製の IC チップ付きカードで券面に「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー(個人番号)」と本人の顔写真などが表示され、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスに利用できるカード
- ※⁵ スマートシティ
ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また、新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域であり、Society5.0の先行的な実現の場
- ※⁶ ITリテラシー
通信・ネットワーク・セキュリティなど、ITに関連するものを理解する能力や適切に活用する能力

5-3-2	担当課:	秘書広報課、企画経営課
市政情報の発信と市政参加の促進		

■関連する個別計画

計画名	計画期間

■現状

- 毎月発行する広報紙とホームページやメール、SNS などを活用して市内外の多くの人に市政の情報や災害、イベントなどの情報を届けています。
- インターネットは市民生活や仕事では不可欠な社会基盤(インフラ)となっており、全国的にインターネット端末を利用する人が増加しています。総務省 2021(令和 3 年度)情報通信白書によると、約 9 割の方がスマートフォンを所有しています。
- 2021(令和 3)年度の市民意識調査では「市政に関心がある」と回答した人が 61.4%と半数以上の市民が関心があるという結果となっています。
- 国の情報セキュリティガイドラインを遵守し、市政の情報や災害、イベント情報などの発信に SNS を活用することで多くの市民に情報を届けています。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(2016(平成 28)年 4 月 1 日)施行に伴い、総務省では「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づいたホームページ作成などを推進しています。

■成果

- 県広報コンクール「広報紙の部」で第 1 位を通算 13 回受賞
- ウェブアクセシビリティ※¹ に配慮したホームページを作成
- 市公式 LINE アカウントを開設(2020(令和 2)年度～)
- 市公式 Youtube を開設(2021(令和 3)年度～)
- 市民意識調査の毎年度実施(2016(平成 28)年度～)

■課題

- 情報入手手段の多様化に対する戦略的な情報発信が必要です。
- 大規模災害に備えた強靱な情報発信体制が必要です。
- 市民の意見を市政に反映させるための広聴活動の充実が必要です。

■目指す姿

市政情報など市民が必要とする情報を容易に入手できるように、多様な発信手段を活用して提供し、市民が市政に対して関心をもっているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
「市政情報の発信と市政参加の促進」についての市民満足率	市民意識調査	広報活動の取り組みと市政参加の成果を測るため	43.9%	未定	50%
市民の意見・要望が市政に反映されていると感じている市民の割合	市民意識調査	広聴活動の取り組み成果と充実度(関心度)を測るため	25.9%	未定	50%
市政に関心があると回答している市民の割合	市民意識調査	市政情報の充実度(関心度)を測るため	61.4%	未定	80%
プレスリリース件数	令和 4 年 3 月 31 日現在	市政情報の充実度(関心度)を測るため	60 件	未定	100 件

■主な取り組み方針

方針①: 広報活動の充実

- 発信する情報の質を高めるため、職員の情報発信に対する意識の向上を図るとともに、庁内の情報発信体制の強化を図ります。
- 市の方針や取組を随時発信し、市民が市政に関心を持ち、積極的に市政に参加する機運の醸成を図ります。
- 災害時においても情報発信を途絶えさせないよう、情報通信手段の多重化を図るとともに市民自ら情報の収集等の行動ができるよう周知します。

方針②: 広聴活動の充実

- 市政ポストへの投稿、市民意識調査、各種委員会への市民参加、窓口相談などを通して、市民の意見や要望を聞き、市政へ反映し、各事業への満足率や市政への関心度の向上に取り組めます。
- 市政懇談会の開催などにより市民の意見を直接聴き、まちづくりへの参加を促進します。
- 市民が市政に関心を持ち、理解を深められるよう、市政情報を積極的に発信し、それに対する意見を広く聴取できるよう努めます。

■協働・市民の役割

内容
○市政情報に興味・関心を持ち、まちづくりに参加します。

■SDGs

番号	目標
3	すべての人に健康と福祉を
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
17	パートナーシップで目標を達成しよう

◆注釈

※¹ ウェブアクセシビリティ

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること

■関連する個別計画

計画名	計画期間
財政計画	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
行財政改革大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度

■現状

- 今後予想される人口減少や少子高齢化によって、市税等の減収と社会保障費の増加が懸念されます。将来を見据えた財政計画に基づく収支見通しを策定した中で、各基金の保有額に配慮しつつ、重点的に取り組みが必要な事業については積極的な予算配分を行ってきました。
- 財政状況について市民の理解を得るために、広報紙やホームページを活用して、財政計画や運営状況を公開しています。また、統一的な基準による地方公会計制度※¹に基づく財務書類を作成し、より詳細なコストや将来負担の分析に努めています。
- 納税の公平性の観点から適正かつ効果的な滞納整理を行ってきました。また、地方税回収機構※²への滞納案件の移管も含めて、積極的に滞納処分を行うとともに、納付環境の拡充に取り組むことで、市税収納率が向上し、収入未済額は年々減少しています。
- 市の債権全般の適正な管理に関し、必要な事項や全庁統一した管理ルールを定め、財政の健全性と市民負担の公平性の確保を図るため、2021(令和3)年4月1日から「紀の川市債権管理条例」を施行しました。
- 公金の運用・管理については、安全・確実を第一として、流動性及び収益性を考慮し、金融機関への預金のほか、債券による運用を組み合わせ、リスクの分散を図り運用しています。

■成果

- 「決算主要施策の成果」の記載内容の拡充(2017(平成29)年度決算～)
- 合併以来、市税収納率の過去最高値を更新中
- WEB口座振替受付サービスの導入(2022(令和4)年度～)
- 債券運用※³の開始(2018(平成30)年度～)

■課題

- 市税をはじめとした自主財源の確保に向け積極的に取り組む必要があります。
- 基金の取崩しに依存しない、収支均衡型の財政運営が必要です。
- 財政状況や財政見通しについて、市民に的確で分かりやすい公表に努める必要があります。
- 使用料・手数料などの受益者負担の適正化を図る必要があります。

■目指す姿

市民ニーズに応え、高い透明性を保ちながら、持続可能で健全な財政運営が行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
受益者負担比率	行政コスト計算書 (経常収益÷経常行政コスト)×100	自主財源比率を向上させるとともに、特定の行政サービスを利用した人(受益者)に対する受益者負担の適正化を確立するため	2.2% ※R2 数値	未確定	3.7%
積立基金現在高比率	標準財政規模に対する基金残高の割合	長期的には45%以上確保を目標として基金残高を確保する必要があるため	68.8%	未確定	60.0%以上を確保
経常収支比率	地方財政状況調査(経常経費充当一般財源÷経常一般財源)×100	経常的な経費を経常的な一般財源で賄うことができているかどうかを検証する必要があるため	91.2% ※R3 速報値	未確定	93.5%以下

市税収納率	市税の現年分と過年度分を合わせた年度末の収納率	自主財源の根幹となる市税の収納状況を測る指標として設定	97.3%	未確定	97.8%
-------	-------------------------	-----------------------------	-------	-----	-------

■主な取り組み方針

方針①: 財政計画に基づいた計画的な財政運営

- 毎年度の決算や長期総合計画の進捗状況を踏まえた財政収支の推計をもって、中長期を見通した財政計画に基づく堅実な財政運営を行います。
- 地方公会計制度による財務書類の分析結果など、財政状況の情報公開についても積極的に行うことで、市の財政運営に対して、市民の理解を得られるようにします。

方針②: 歳入確保のための取組の推進

- 市民からの信頼を得られるように、公正かつ適正な課税を推進します。
- 市税の納付しやすい環境を充実し、納税者の利便性の向上を図るとともに、適正かつ効果的な滞納整理に取り組むことで、税収確保の強化を図ります。
- 市税以外の各種債権(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・使用料・返還金など)に関し、適正かつ効果的な債権管理・回収に取り組めます。
- 施設使用料の運用(減免)基準の見直しによる受益者負担の適正化に取り組んでいます。

方針③: 公金の適正な管理の推進

- 引き続き公金の確実かつ効率的な管理・運用を行います。

■協働・市民の役割

内容
○市税や財政状況に興味・関心を持ってもらう。

■SDGs

番号	目標
11	住み続けられるまちづくりを
16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう

◆注釈

- ※¹ 統一的な基準による地方公会計制度
企業会計的要素である発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した地方公共団体で使われる会計制度
- ※² 地方税回収機構
県内市町村では単独で処理困難な滞納案件の移管を受け、専門的徴収手法を駆使し、共同処理する組織
- ※³ 債券運用
基金の資金運用において、低金利やペイオフを考慮し、債券を購入することによる資金運用

5-3-4		
将来を見据えた行政経営の推進	担当課:	企画経営課、公共施設マネジメント課、市民課、総務課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
那賀5町新市建設計画	2004(平成16)年度～2025(令和7)年度
行財政改革大綱	2023(令和5)年度～2026(令和8)年度
公共施設マネジメント計画	2016(平成28)年度～2055(令和37)年度
公共施設個別施設計画	2021(令和3)年度～2030(令和12)年度

■現状

- 全国的に人口減少や少子高齢化が進行しているなか、本市においても生産年齢人口の減少や老年人口の増加が予想されているため、人口構造の変化に対応した行政経営と地域の活力を維持するための人口増加対策が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな生活様式の浸透、原油価格・物価高騰などの社会情勢の変化により、市民ニーズの多様化・複雑化が進んでいます。
- 市民意識調査の結果、行政評価※¹の推進や各種統計データの利活用によって、重点的に取り組む必要があるものについては、「選択と集中」により、経営資源の積極的な配分を行っています。
- 公共施設全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などの対策内容と実施時期、対策費用を整理した個別施設計画を策定し、令和3年度より計画に基づいた公共施設の総合的適正管理の取組を推進しています。
- 公共建築物保有量の縮減目標は2016(平成28)年度から2055(令和37)年度までの40年間で35%縮減を目指しており、計画策定後の取り組みにより、2021(令和3)年3月現在で約16,700㎡(6.1%)の削減となっています。
- 各地方公共団体がそれぞれの条例に基づいて運用していた個人情報保護制度が、個人情報保護法の改正に伴い2023(令和5)年4月から全国的な共通ルールでの制度になります。

■成果

- 押印見直しによる行政手続きの簡素化(2020(令和2)年度～)
- 住民票の写しなどのコンビニ交付開始(2018(平成30)年度～)
- 指定管理者選定委員会の運営開始(2020(令和2)年度～)
- 一般競争入札による市有財産売却の定型化(2021(令和3)年度～)

■課題

- 社会情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化・複雑化に対応した、質の高い行政サービスを継続的に提供する必要があります。
- 公共施設について、長期的な視点をもって、集約化、複合化、廃止などにより総量の縮減を図るとともに、民間活力の導入による効率的・効果的な維持管理・運営を推進することが必要です。
- 市が保有する財産を調査し、未利用・低利用財産の処分をはじめ有効活用を検討することが必要です。
- 多様化する市民のライフスタイルに対応した窓口サービスや証明書交付体制の構築が必要です。
- 情報公開制度及び個人情報保護制度について適切に対応することが必要です。

■目指す姿

将来を見据えた行政経営を行うことで、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスが行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値(R3)	現状値(R4)	目標値(R8)
成果指標達成率	後期基本計画の成果指標のうち達成した数÷全成果指標の数×100	効率的、効果的な行政運営が行われているかを測るため	25.0%	-	100%
公共建築物の延床面積(㎡)※公有財産(建物)面積	紀の川市公共施設マネジメント計画	公共施設マネジメント計画に掲げる削減目標を長期総合計画との共通の指標として進	258,843㎡ 令和3年3月現在	258,694㎡ 令和4年3月	現状値以下

		抄管理を行うことが有効と考えられるため		現在	
住民票の写しなどのコンビニ交付割合	市民課実績	証明書の交付方法の充実度を測るため	7%		20%
窓口サービスの満足度	市民意識調査	窓口サービスの充実度を測るため	60.6%		100%

■主な取り組み方針

方針①: 効率的・効果的な行政サービスの提供

- PDCA サイクル※²による行政評価に基づき、限りある経営資源を有効に活用し、事業の選択と重点化による持続可能な行政経営を推進します。特に、重点プロジェクトに設定した取組に対しては、積極的な経営資源の配分のもと、人口増加を目指します。
- RESAS※³などを活用した、証拠に基づく政策立案(EBPM)※⁴を推進します。
- 市民意識調査により、長期総合計画の進捗状況を測るとともに、市民ニーズを把握し市政に市民の声を反映させることで市民満足度の向上を図ります。
- 行政と民間の役割分担を見極めながら、PPP/PFI※⁵などの手法を研究し、民間活力の活用による効率的・効果的な事業構築の方向性を検討します。
- 広域的で効果的な行政サービスを提供するため、近隣市町との連携事業を引続き検討します。

方針②: 行財政改革の推進

- 「行財政改革大綱」「行財政改革推進計画」に基づき、社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズに対応した、従来の手法にとらわれない柔軟な考えのもと持続可能な行政経営を目指します。

方針③: 市有財産の効率的・効果的な管理運営

- 公共施設マネジメント計画に基づき、市民に提供する施設サービスの水準を適切に維持するため、施設保有量の見直しや計画的な保全による長寿命化など、保有する公共施設を適切に維持管理し、有効活用を図ります。
- 未利用・低利用な市有財産の処分をはじめ有効活用を図ります。
- 指定管理者制度や包括管理委託などの民間活力の導入による公共施設の効率的・効果的な維持管理・運営を推進します。
- 公共施設の維持管理や改修・更新に際しては、温室効果ガス排出量の削減につながる再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を推進します。

方針④: 市民窓口サービスの充実

- 窓口での証明書発行に加え、コンビニやオンライン申請などを推進して、市民の証明書交付にかかる利便性の向上を図ります。
- 市民の暮らしに関する悩みやトラブルに関する相談体制を維持します。

方針⑤: 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用

- 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図るため、職員の制度理解を深めます。
- 適正な文書管理を行い、情報公開請求や個人情報開示請求に対応します。

■協働・市民の役割

内容
○行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。
○社会状況に応じた市民と行政との役割について理解を深めます。

■SDGs

番号	目標
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
13	気候変動に具体的な対策を
17	パートナーシップで目標を達成しよう

◆注釈

※¹ 行政評価

行政活動の目的を明確にしながら、成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物などを総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み

※² PDCAサイクル

計画(Plan)→ 実行(Do)→ 評価(Check)→ 改善(Act)の頭文字をそろえたもので計画を確実に実行し、次の計画に活用するプロセスのこと

※³ RESAS

地方創生のさまざまな取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が運用している、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化を試みるシステで地域経済分析システムという表現も用いられる

※⁴ 証拠に基づく政策立案(EBPM)

EBPMは(Evidence-based policy making)の略称で、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする

※⁵ PPP/PFI

PPPは(Public Private Partnership)の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものであり、PFI(Private Finance Initiative)は、PPPの代表的な手法の一つ

5-3-5

職員の育成と職場環境の充実

担当課:

人事課、企画経営課

■関連する個別計画

計画名	計画期間
人材育成基本方針	2017(平成 29)年度～
人材育成体系基本計画	2018(平成 30)年度～
女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	2021(令和 3)年度～2025(令和 7)年度
次世代育成支援特定事業主行動計画	2015(平成 27)年度～2024(令和 6)年度
職員適正化計画	2022(令和 4)年度～2026(令和 8)年度

■現状

- 多様な市民ニーズへの対応や厳しい財政状況に対応できる人材の育成と活用を効果的に推進するため、平成 29 年度に「人材育成基本方針」を策定し、目指すべき職員像として、「自ら考え行動し、チャレンジ精神を持って取り組む、市民から信頼される職員」と決めました。また、中長期的な人材育成の指針として平成 30 年度に「人材育成体系基本計画」を策定し、人材育成に努めています。
- 人事評価制度の導入により、能力や業績に基づく人事管理を進め、職員の育成や適切な処遇、管理監督者の指導力の向上につなげることで、組織の活性化に取り組んでいます。
- 行政経営の考えに基づいた成果とコストを意識した効率的で質の高い行政運営が求められる中、職員個人の能力を最大限、効率的、効果的に発揮する必要があります。

■成果

- 階層別研修の実施(2017(平成 29)年度～)
- 会計年度任用職員の機動的配置を実施(2018(平成 30)年度～)
- テレワークによる在宅勤務を制度化(2021(令和 3)年度～)

■課題

- 公務員としての資質を備えた人材を継続的に確保するため、職員採用試験の受験者数を増やすことが必要です。
- 業務内容の多様化・複雑化に対応することができる職員の育成と職員の適正な採用と配置が必要です。
- 職員がいきいきと働くことができるよう、職場環境を充実させる必要があります。

■目指す姿

人材の確保といきいきと働くことができる環境づくりを進めるとともに、市民から信頼される職員を育成することで、充実した市民サービスが行われているまちを目指します。

■成果指標

指標名	算式および出典	指標の設定理由	現状値 (R3)	現状値 (R4)	目標値 (R8)
仕事にやりがいを感じている職員の割合	人事課集計	職員能力の向上及び意識改革の度合いの指標となるため	61.5%	59.4%	100.0%
職場環境が良好と感じている職員の割合	人事課集計	職員能力がいきいきと働くことができる職場環境の向上の度合いの指標となるため	66.8%	61.9%	100.0%
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	人事課集計	職員の採用、育成、評価の適正度合いの指標となるため	29.2%	29.4%	30.0%
男性職員の育児休業の取得率	人事課集計	職員のワーク・ライフ・バランスの推進の度合いの指標となるため	28.6%	—	30.0%

■主な取り組み方針

方針①: 人材の確保と最適な人員配置による組織力の向上

- SNS での情報発信を含めた広報活動を充実させ、職員採用試験の受験者数の増加を図るとともに、中長期的な視点による適正な職員配置を目指した採用を行います。
- 超過勤務の要因の把握、分析により、最適な人員配置による業務量の標準化を図ります。
- 業務改善や会計年度任用職員の機動的な配置、業務の外部委託を推進し、業務の効率化を進めます。
- 長期総合計画の目標実現に向けて、効率的・効果的かつ機動的な組織を編成します。

方針②: 人材育成の推進

- 階層ごとの役割に応じた研修、女性職員を対象としたキャリアアップ研修、メンター制度による新規採用職員への個別支援によって、職員一人ひとりの能力を向上させ、組織全体のレベルアップを図ります。
- 専門研修への積極的な参加を促すことで、業務における職員の専門的な知識の向上を図ります。
- 他機関へ職員を派遣し、外部の知見やノウハウを獲得することで、職員の能力向上を図ります。
- 人事評価を通じた評価者と被評価者のコミュニケーションを推進し、業務改善に対する意識と職務へのモチベーションの向上を図ります。

方針③: 良好な職場環境の整備・充実

- 妊娠、出産、育児、介護と仕事の両立支援制度の活用によって、ワーク・ライフ・バランスの取れた職場環境づくりを推進します。
- テレワークによる在宅勤務など職員のライフスタイルにあった勤務形態を進めます。

■協働・市民の役割

内容
職員の成長・活躍をサポートします。

■SDGs

番号	目標
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
8	働きがいも経済成長も

5. その他

(1) 次回審議会の日程について

第9回審議会

日時：令和5年2月7日（火）午後1時30分から

内容：基本計画（案）について

(2) 今後の審議内容について

日程（案）	内容等
令和4年12月22日（木）	第8回審議会 ・分科会で提示基本計画資料についての意見調整
令和4年12月23日（金）～	分科会意見の反映等により基本計画（案）を策定
令和5年1月27日（金）予定	基本計画（案）の送付
令和5年2月 2日（木）締切	基本計画（案）に対する意見の集約
令和5年2月 7日（火）	第9回審議会 ・意見に対する審議により、基本計画（案）を確定
令和5年2月上旬～	パブリックコメントの実施（20日程度）
令和5年3月上旬	第10回審議会 ・パブリックコメントの対応による基本計画（案）の審議（最終化） ・答申（案）
令和5年3月上旬	市長に答申